

第二期近江八幡市
子ども・子育て支援事業計画

ハチピープラン



令和2年3月
近江八幡市

ハチピープランについて

「ハチピープラン」は「近江八幡市ハッピーライフプラン」の略で、本市子ども・子育て支援事業計画の愛称です。このプランを通じて、地域で助け合って子育てができるような温かい輪が広がることをめざします。

子どもは地域の宝、みんなで守り育てよう！

平成 22 年 3 月の旧近江八幡市・安土町の合併により新近江八幡市が誕生して以降、本市では「次世代育成支援後期行動計画」、「第一期子ども・子育て支援事業計画」の策定と実行を通して、市民のみなさまとともに、子どもと子育て家族にとって幸せな社会について考え、子ども・子育て支援に関する取組を進めてきました。

しかしながら、我が国の急速な少子・高齢化の進行は人口構造にひずみを生じさせ、同時に、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は変化を続けています。それに伴い、子どもと子育て家庭の課題は多様化・複雑化し、様々な要因が複合的に絡み合うという状況も顕在化しています。

そこで本市では、昨年度、「人がつながり 未来をつむぐ『ふるさと近江八幡』」をめざして、第 1 次総合計画を策定し、「子育てに対する切れ目のない支援」をまちづくりの大きな柱に掲げました。

そして、このたび、さらなる子ども・子育て支援施策の充実をめざして「第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画では、これまでの一貫した取組を踏まえて、前計画から基本理念「子どもは地域の宝、みんなで守り育てよう！」を継承するとともに、本年度、子育て支援の新たな窓口として開設した地域型利用者支援事業をはじめとする 151 の取組を掲載し、社会状況の変化に対応しつつ、切れ目のない支援をめざします。また、行政だけでなく、地域住民や子どもに関わる様々な関係機関が力を合わせ、地域社会全体で子どもと子育て家庭を見守り、支えるまちをめざします。

子どもと子育て家族の笑顔は、まちの元気です。まちの未来です。本市が子どもの笑顔いっぱいのもちとなるよう、計画期間の 5 年間、しっかりと取組を進める決意を、本計画を策定することでお示ししたいと思っておりますので、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました近江八幡市子ども・子育て会議のみなさまをはじめ、アンケートによるニーズ調査やヒアリング調査等を通じて、貴重なご意見をいただきました多くの方々に心からお礼申し上げます。



令和 2 年 3 月
近江八幡市長 小西 理

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	6
第2章 子どもと子育て家庭の現状と課題	7
1 統計データでみえる近江八幡市の現状	8
2 アンケート調査結果からみえる現状	19
3 これまでの主な取組の進捗状況	35
4 子どもと子育て家庭の現状と課題	37
第3章 計画の基本的な考え方	42
1 計画の基本理念	43
2 大切にすべき視点	44
3 めざすまちの姿	45
4 基本目標	46
5 施策の体系	48
第4章 施策の展開	49
基本目標Ⅰ 結婚から妊娠・出産・育児までの切れ目ない、包括的な支援体制の構築...	50
基本目標Ⅱ 親と子の心と体の健康づくり	55
基本目標Ⅲ 子どもが健やかに成長するための教育・保育環境の整備	59
基本目標Ⅳ 子どもを安全に、安心して育てられるまちづくり	66
基本目標Ⅴ 仕事と生活の調和の支援	69
基本目標Ⅵ きめ細やかな関わりを必要とする子ども・家庭への支援	70

第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期..... 77

- 1 提供区域の設定..... 78
- 2 人口の見込み..... 79
- 3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育..... 80
- 4 地域子ども・子育て支援事業..... 82
- 5 教育・保育の一体的提供及び小学校との連携の推進..... 103
- 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保..... 103

第6章 計画の推進..... 104

- 1 推進体制..... 105
- 2 計画の広報・啓発..... 105
- 3 進捗管理、評価・見直し..... 106

資料編..... 107

- 1 近江八幡市子ども・子育て会議 委員名簿..... 108
- 2 計画策定経過..... 110
- 3 ニーズ調査・ヒアリング調査..... 112
- 4 用語解説..... 114



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景



我が国の急速な少子・高齢化の進行は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会

の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展により、学校や学びの在り方等新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築等、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが重要な課題となっています。

このような社会情勢の変化のなか、国では、平成 24 年 8 月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25 歳から 44 歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加等により、平成 30 年 4 月時点の全国の待機児童数は 1 万 9,895 人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できる状況とはなっていません。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成 29 年 6 月に『子育て安心プラン』を公表し、平成 30 年度から令和 4 年度末までに女性の就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、国では、平成 30 年 9 月に、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

2 計画策定の趣旨

本市では、『子ども・子育て支援法』に基づき平成 27 年 3 月に『近江八幡市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、「子どもは地域の宝、みんなで見守り育てよう！」を基本理念として、家庭、学校、地域、企業そして行政がそれぞれの役割を果たし、地域社会全体が連携しながら、子どもの最善の利益が実現されるまち「子育てするなら近江八幡」となるよう、様々な取組を進めています。

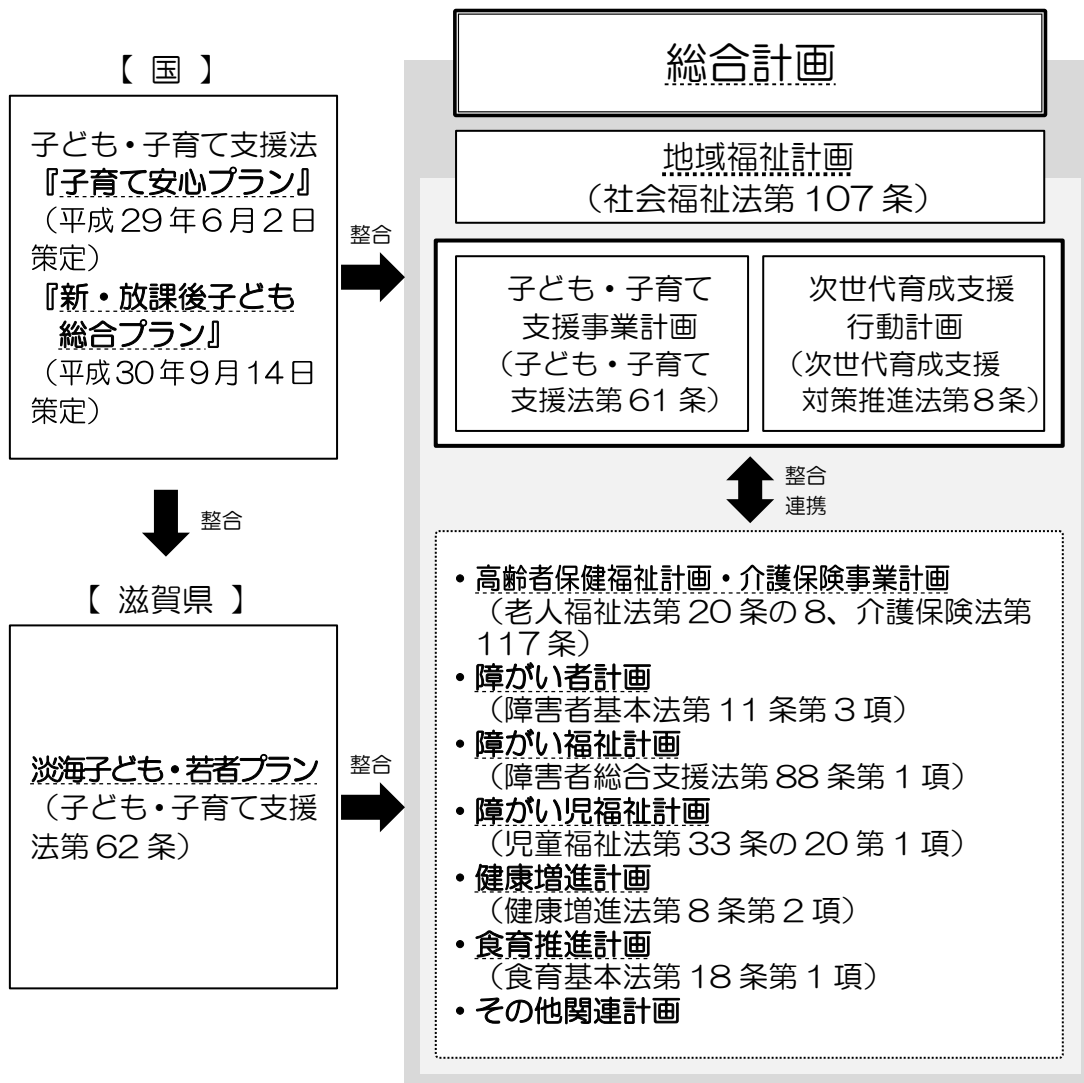
また、平成 31 年 3 月に策定した近江八幡市第 1 次総合計画では、将来のまちの姿「人がつながり 未来をつむぐ『ふるさと近江八幡』」の実現に向けて、「教育・人づくり」、「福祉・医療・人権」、「環境・歴史・文化」、「産業・観光振興」、「都市基盤整備」、「地域自治・行政経営」の 6 つの基本目標を掲げました。まちづくりの目標の一つを「教育・人づくり」にすることにより、子育てに対する切れ目のない支援や豊かな心身を育む教育を推進しています。

この度、『近江八幡市子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第二期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画ハチピープラン』を策定しました。これにより、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実をめざしていきます。

3 計画の位置付け

本計画は、国の「子育て安心プラン」「新・放課後子ども総合プラン」等の計画や方針を踏まえ、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「次世代育成支援行動計画」としても位置づけます。

さらに、総合計画や子ども・子育てに関連する分野の部門別計画との整合・連携を図るとともに、平成 30 年 4 月 1 日施行の改正社会福祉法の第 107 条において福祉分野の上位計画として位置付けられた地域福祉計画とのさらなる整合・連携を図ります。



4 計画の期間

本計画は、第一期計画を引き継ぎ、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

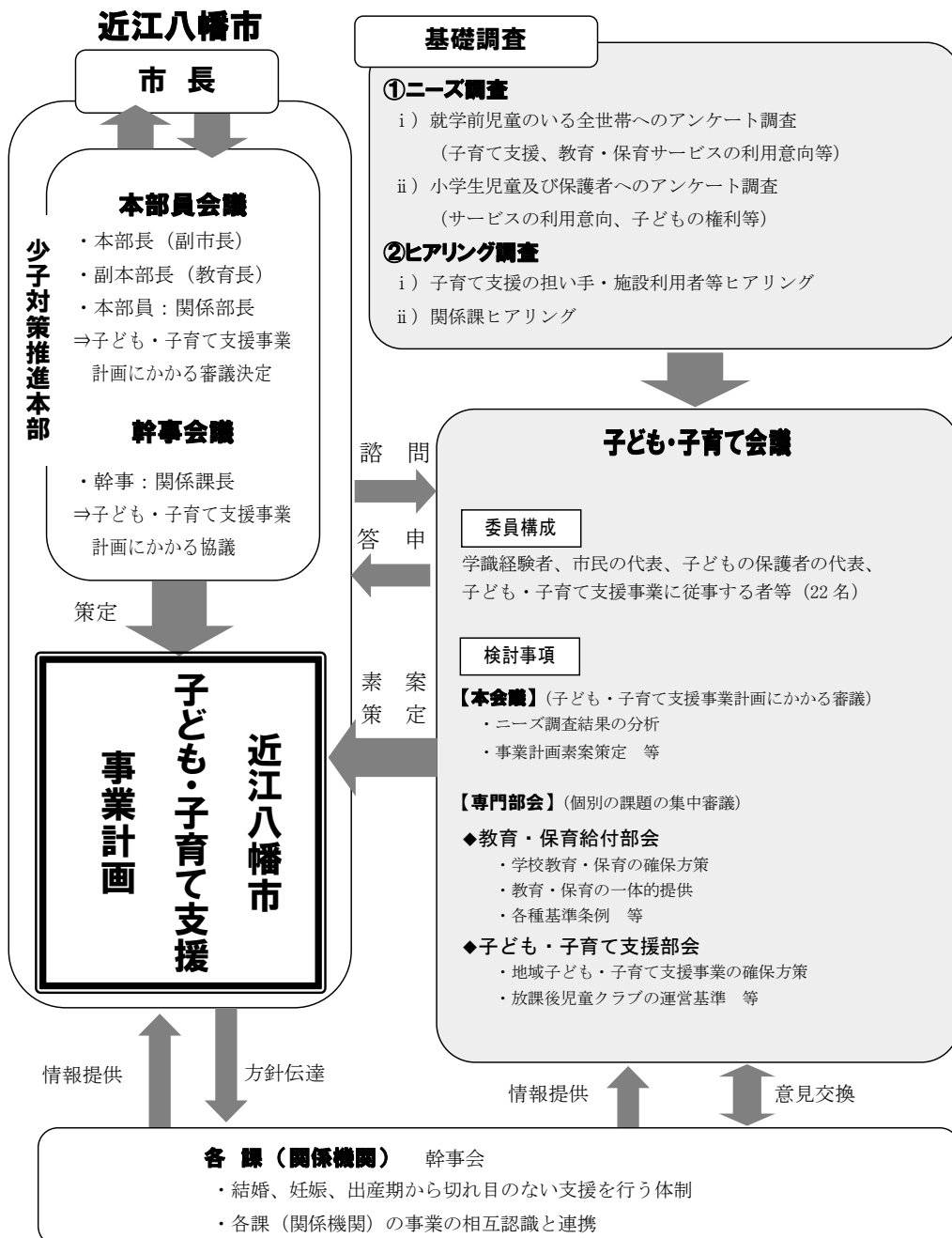
平成27年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度
		第二期子ども・子育て支援事業計画						
第一期 子ども・子育て 支援事業計画							第三期 子ども・子育て 支援事業計画	
計画実行 ・進捗管理	次計画 策定準備	計画実行・進捗管理				次計画 策定準備	計画実行 ・進捗管理	次計画 策定準備

5 計画の策定体制

本計画は、学識経験者や市民代表、教育・保育関係者等で構成される「近江八幡市子ども・子育て会議」で検討・協議を行い、近江八幡市が策定します。また、教育・保育給付部会、子ども・子育て支援部会の2つの部会を設け、個別の課題に対して、きめ細かく審議を重ねていきます。

さらに、就学前児童のいる世帯や小学生児童の保護者、小学生児童を対象とするニーズ調査により、ニーズを把握するとともに、子育て支援者等にヒアリングを行い、きめ細やかな教育・保育現場の課題や個別ニーズの把握に努めます。

子ども・子育て支援事業計画策定の体制フロー図





子どもと子育て家庭の 現状と課題

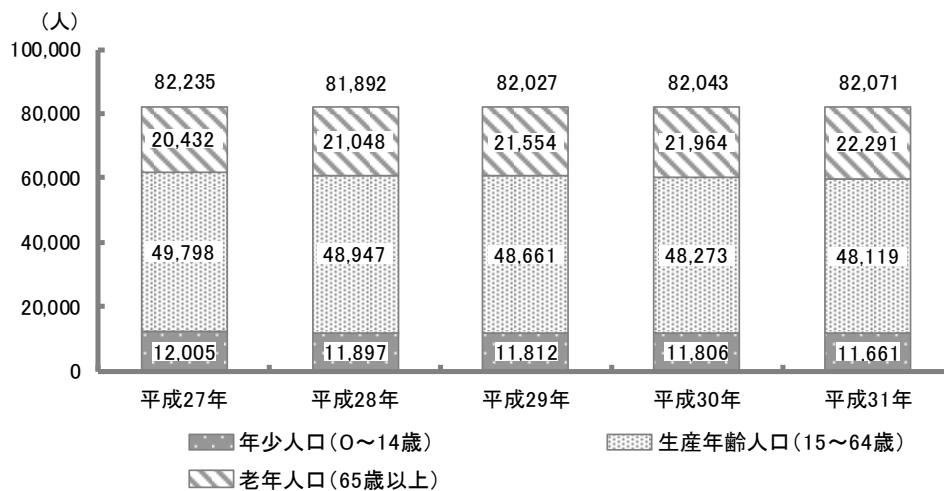
1 統計データでみえる近江八幡市の現状

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は平成28年に減少したものの、平成29年以降緩やかに増加しており、平成31年で82,071人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

年齢3区分別人口の推移

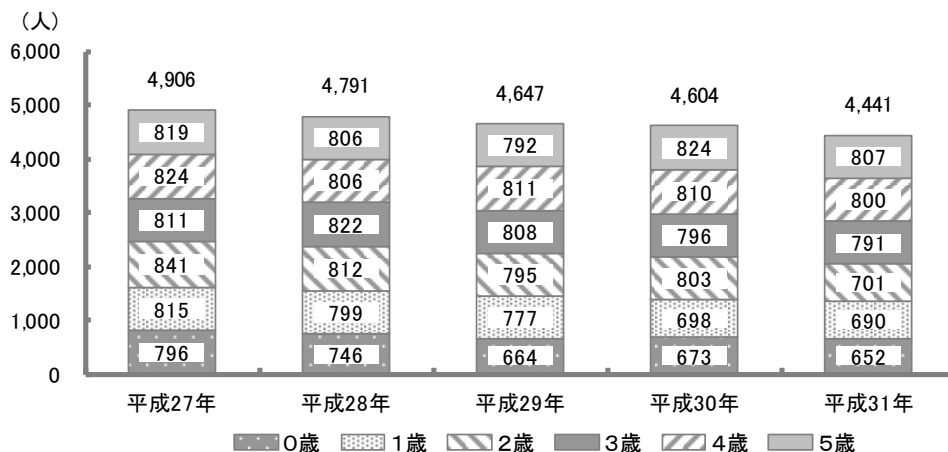


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年4月現在で4,441人となっています。特に他の年齢に比べ、0歳の減少率が高くなっています。

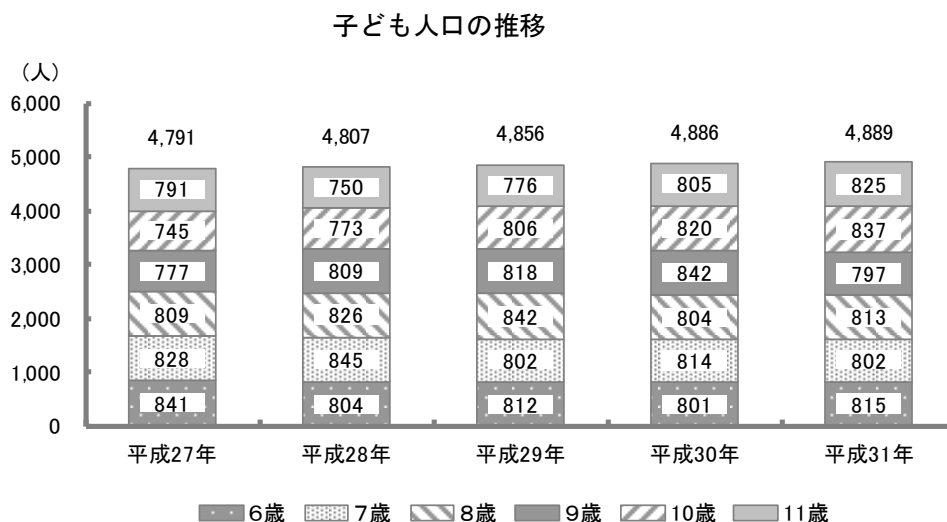
子ども人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子どもの人口は平成27年以降増加しており、平成31年4月現在で4,889人となっています。

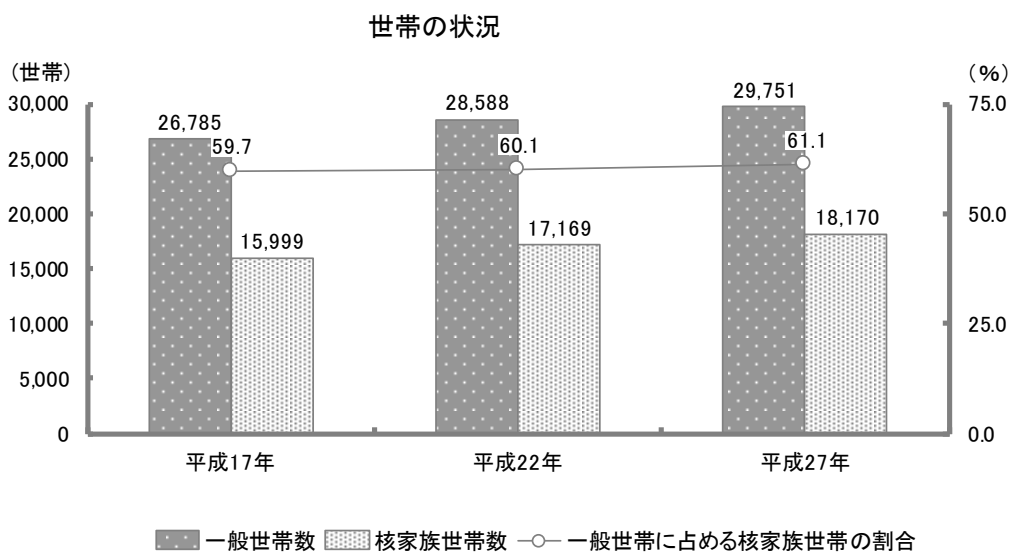


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

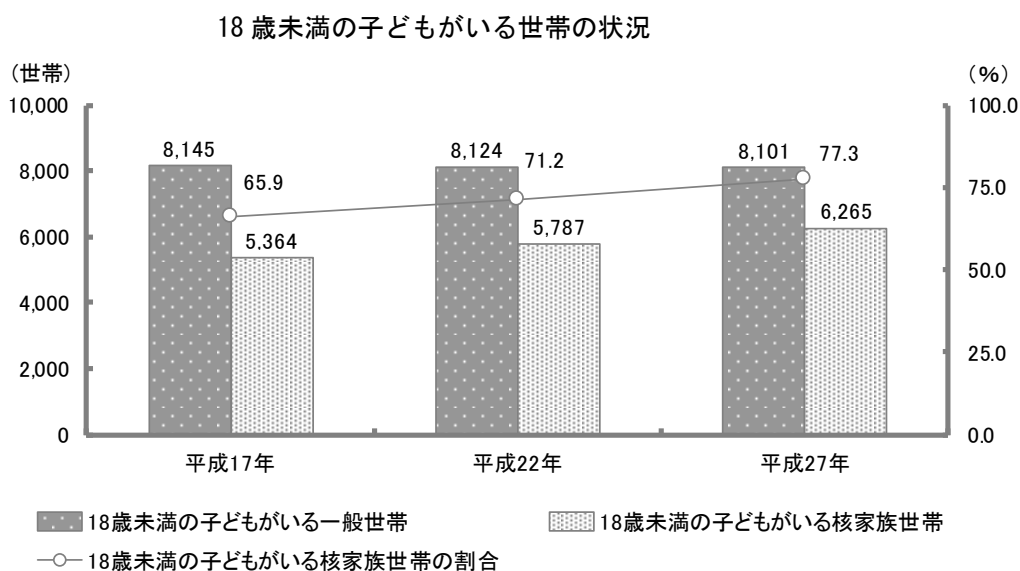
本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で18,170世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合も上昇しており、核家族化が進行しています。



資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

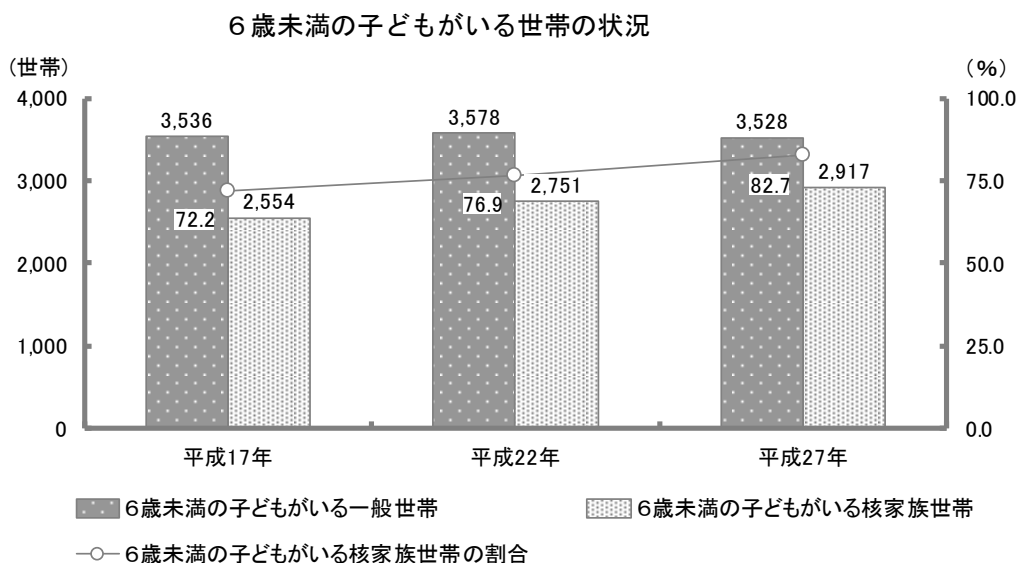
本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で8,101世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



資料：国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

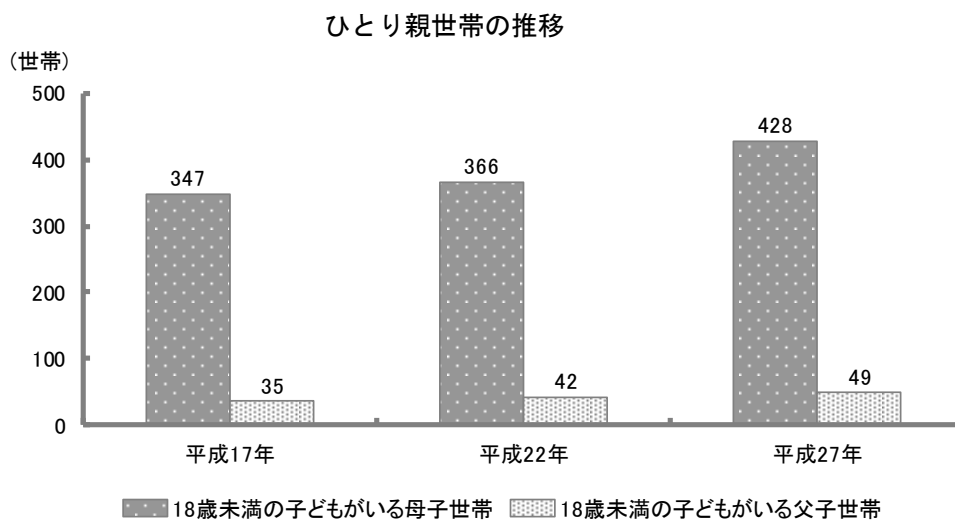
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は、平成27年で3,528世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は年々増加しており、平成27年で428世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯も年々増加しています。

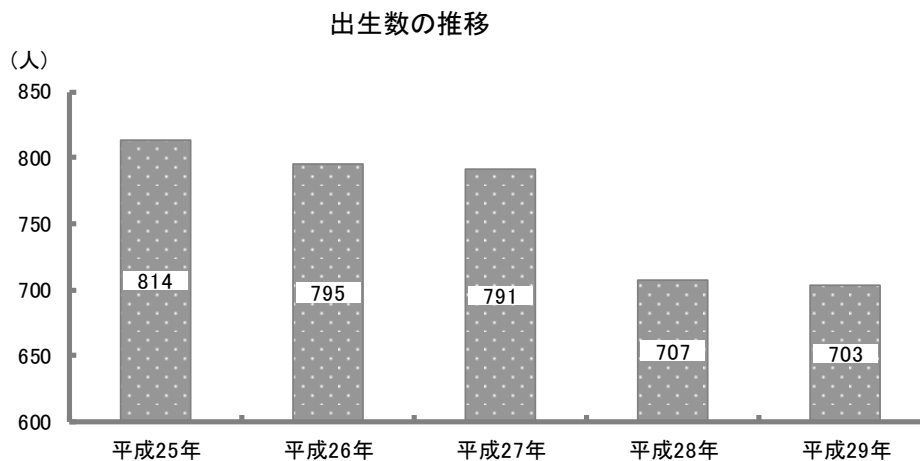


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

本市の出生数は年々減少しており、平成29年で703人と過去5年間で1割強減少しています。

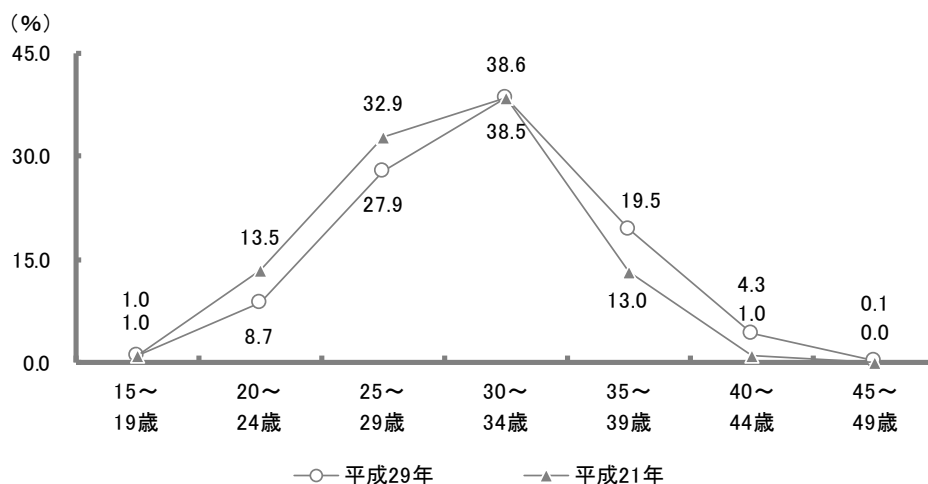


資料：滋賀県人口動態統計

② 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成21年に比べ平成29年で、20～29歳の割合が減少しているのに対し、35～49歳の割合が増加していることから、晩産化が進行していることがうかがえます。

母親の年齢別出生率の推移



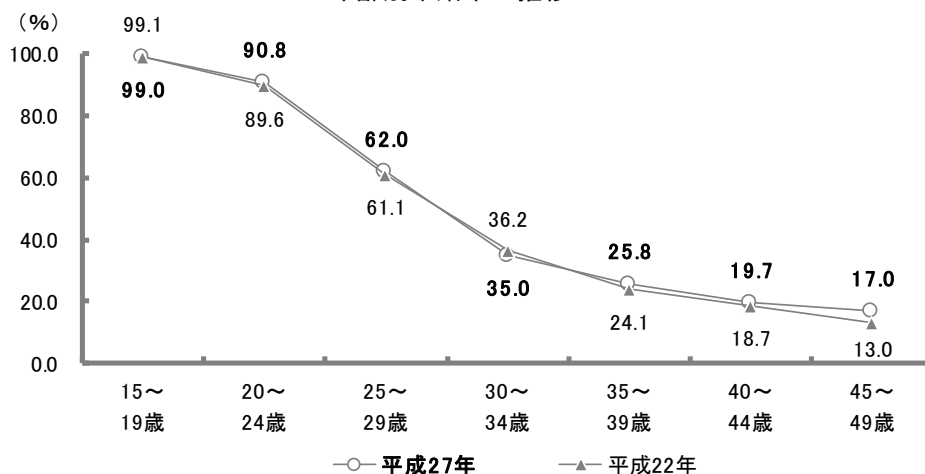
資料：厚生労働省 人口動態統計

(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で35歳以上の未婚率が上昇しています。

年齢別未婚率の推移

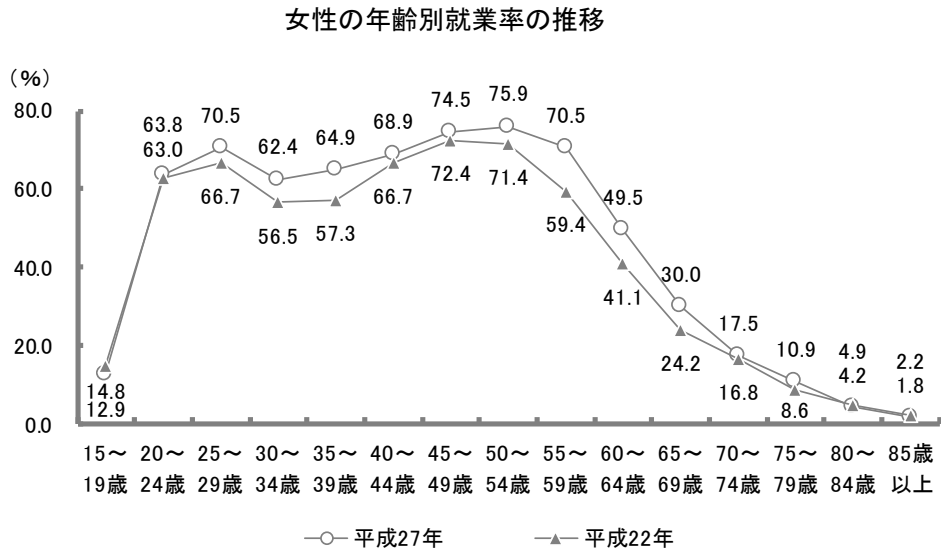


資料：国勢調査

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

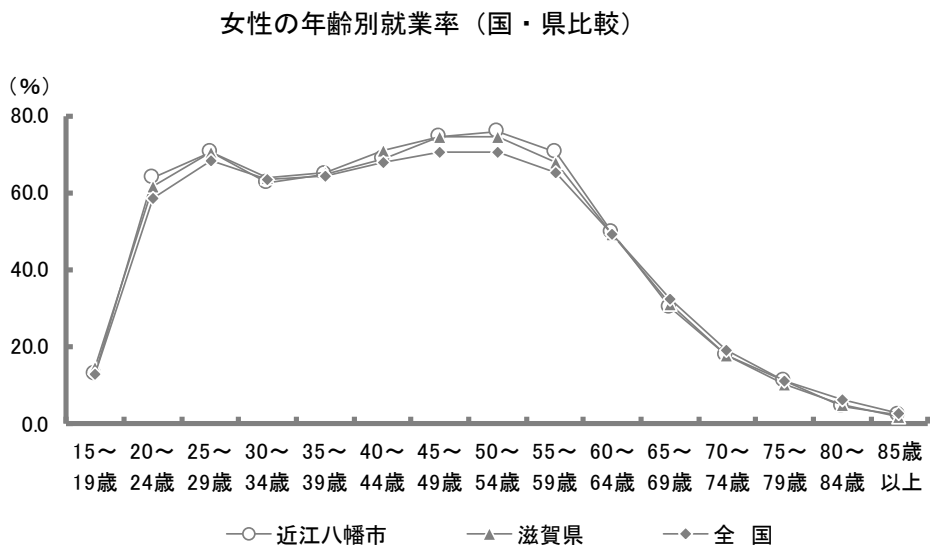
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

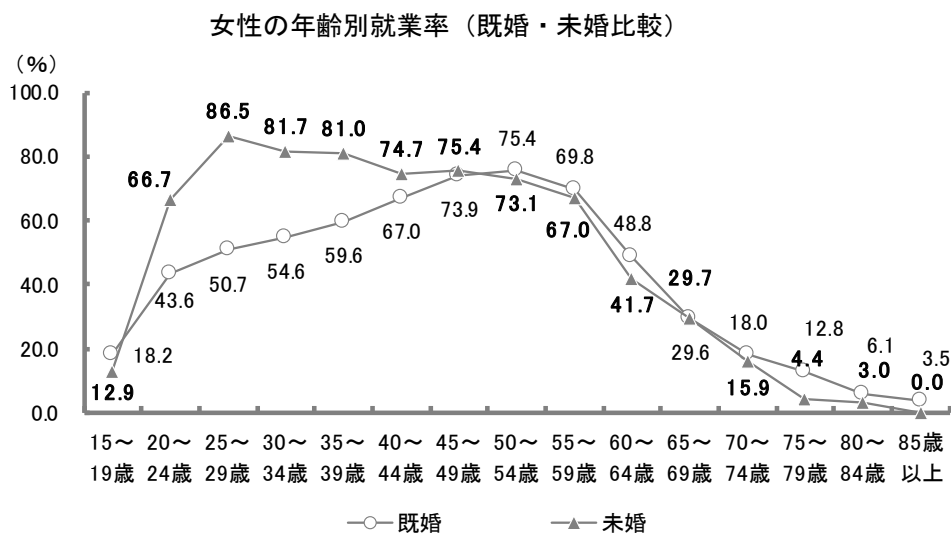
本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、滋賀県と比較すると、20～24歳、50～64歳で全国、滋賀県より高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

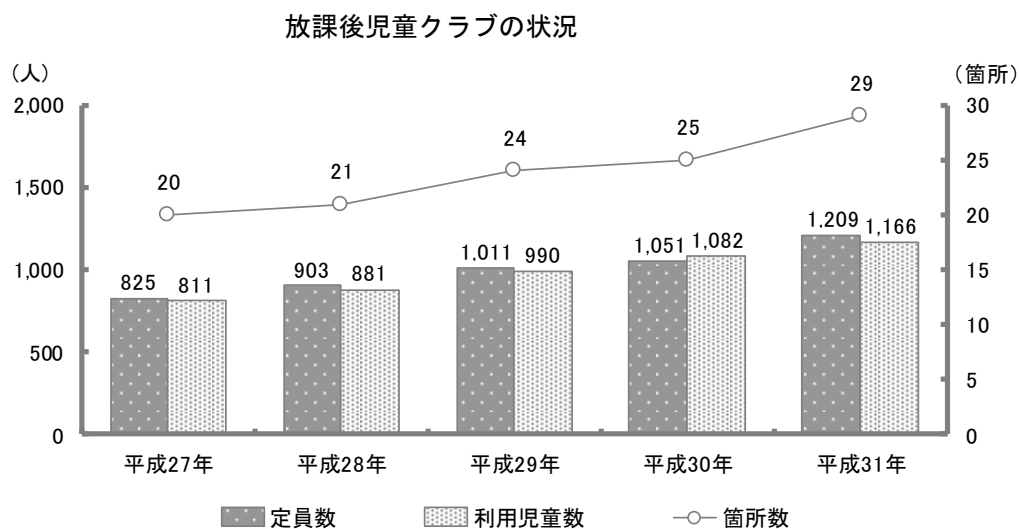
本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



（6）放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブにおける定員数・箇所数はともに増加しています。利用児童数についても年々増加しており、平成31年で1,166人となっています。

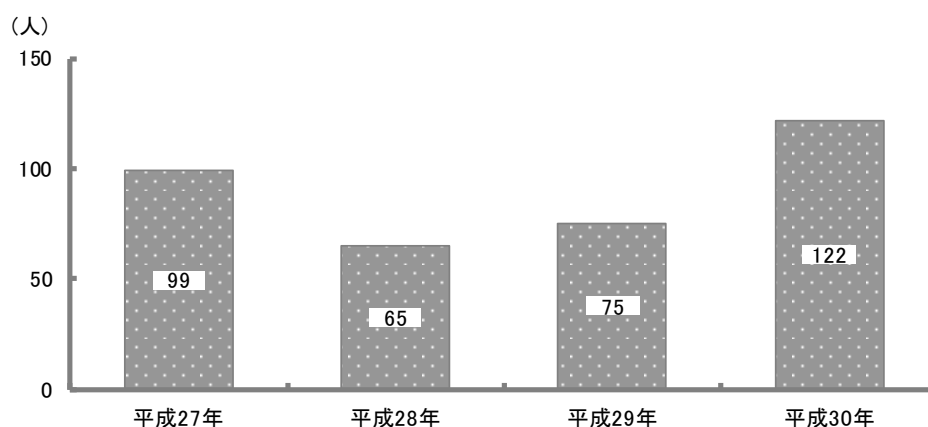


(7) その他の状況

① 児童虐待通報件数の推移

本市の児童虐待通報件数は平成 28 年以降増加しており、平成 30 年で 122 人となっています。

児童虐待通報件数の推移

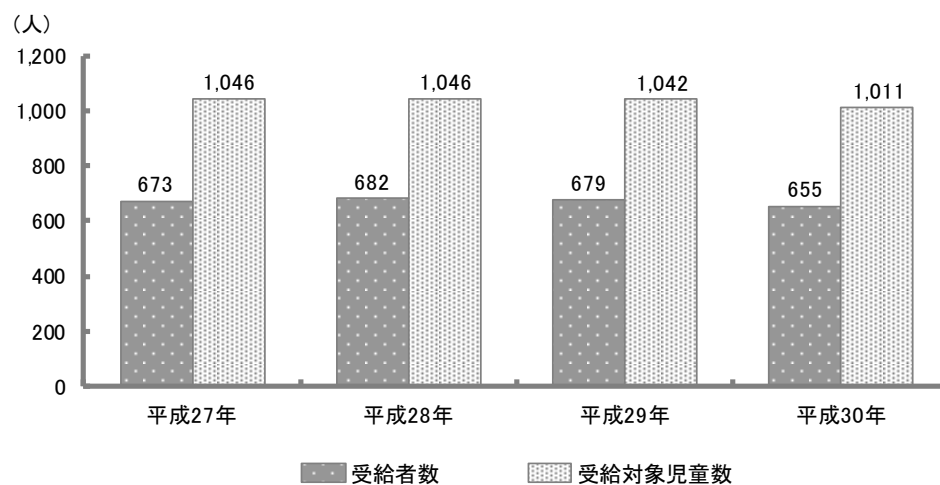


資料：市の統計

② 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は平成 28 年以降減少しており、平成 30 年で受給者数が 655 人、受給対象児童数が 1,011 人となっています。

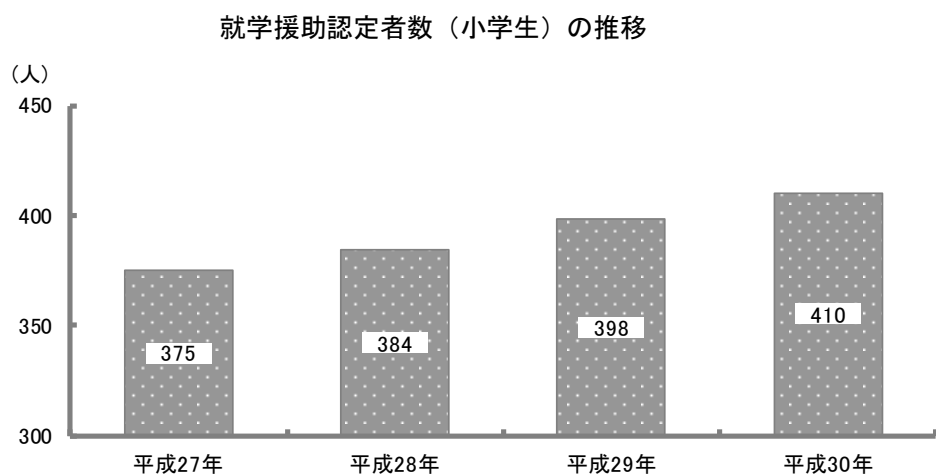
児童扶養手当受給者数の推移



資料：市の統計

③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

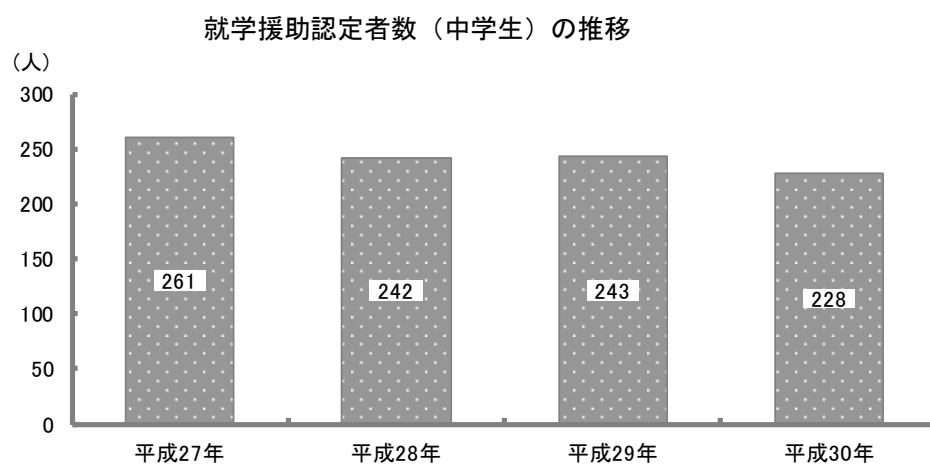
本市の小学生における就学援助認定者数は平成 27 年以降増加しており、平成 30 年で 410 人となっています。



資料：市の統計

④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

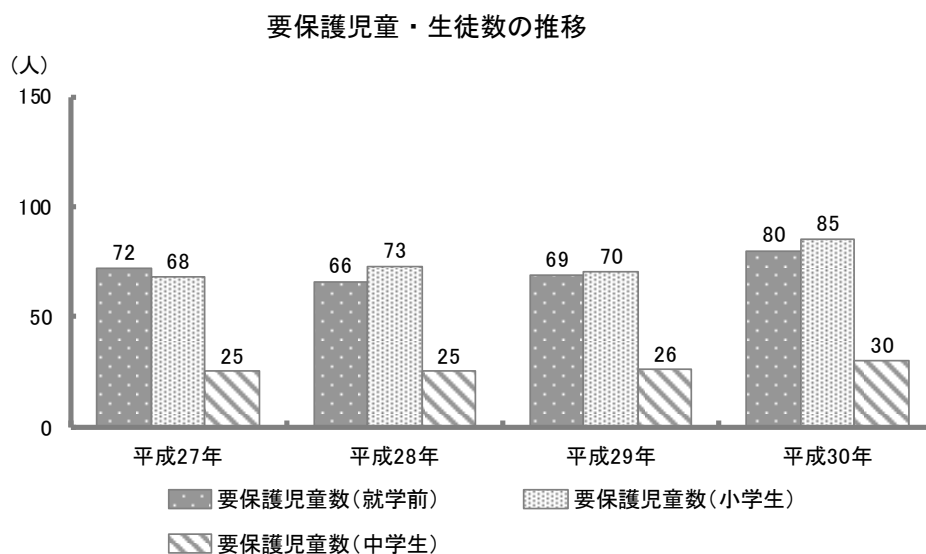
本市の中学生における就学援助認定者数は増減をくり返しなが減少傾向で推移しており、平成 30 年で認定者数が 228 人となっています。



資料：市の統計

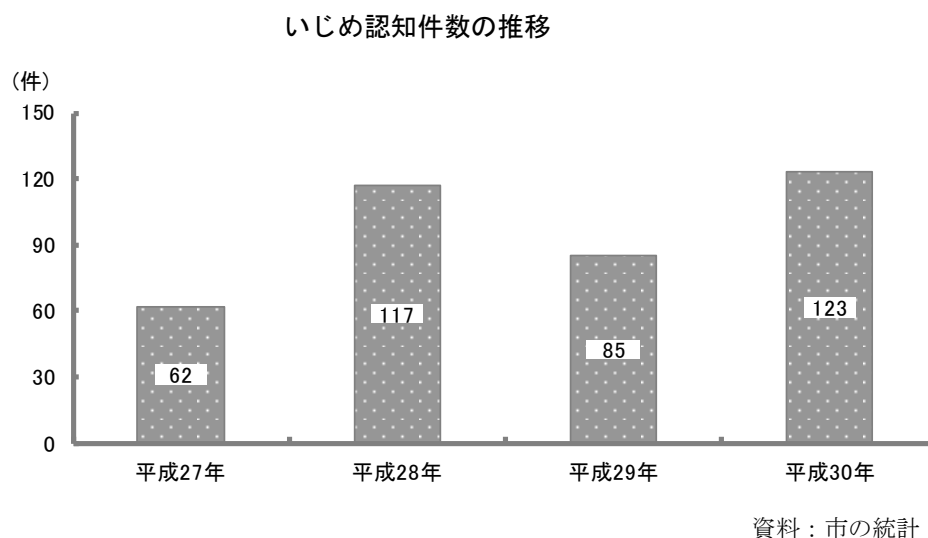
⑤ 要保護児童・生徒数の推移

本市の要保護児童数（就学前）は平成 28 年以降増加しており、平成 30 年で 80 人となっています。また、要保護児童数（小学生）は平成 27 年以降増減をくり返ししながら増加傾向で推移しており、平成 30 年で 85 人となっており、要保護児童数（中学生）は平成 28 年以降増加しており、平成 30 年で 30 人となっています。



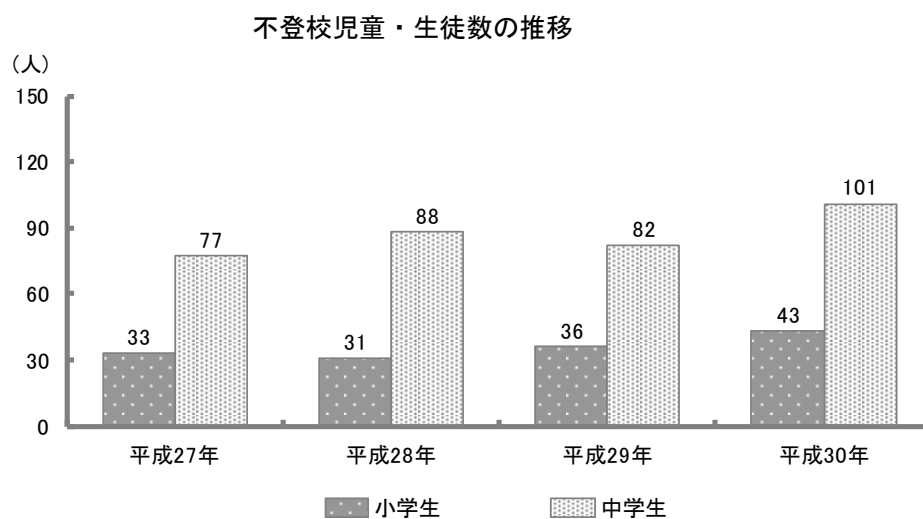
⑥ いじめ認知件数の推移

本市のいじめ認知件数は増減をくり返ししながら増加傾向で推移しており、平成 30 年で 123 件と過去 4 年間で倍増しています。



⑦ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は増減をくり返しながら増加傾向で推移しており、平成30年で小学生が43人、中学生が101人となっています。



資料：市の統計

2 アンケート調査結果からみえる現状

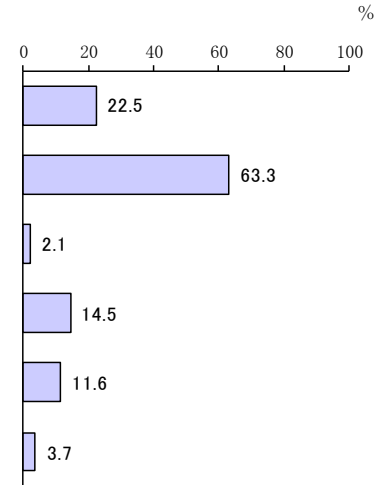
(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「②緊急時もしくは用事の時には、祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が63.3%と最も高く、次いで「①いつも祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が22.5%、「④緊急時もしくは用事の時には、子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が14.5%となっています。

回答者数 = 1,969

- ①いつも祖父母等の親族にみてもらえる
- ②緊急時もしくは用事の時には、祖父母等の親族にみてもらえる
- ③いつも子どもをみてもらえる友人・知人がいる
- ④緊急時もしくは用事の時には、子どもをみてもらえる友人・知人がいる
- ⑤いずれもない
- 無回答



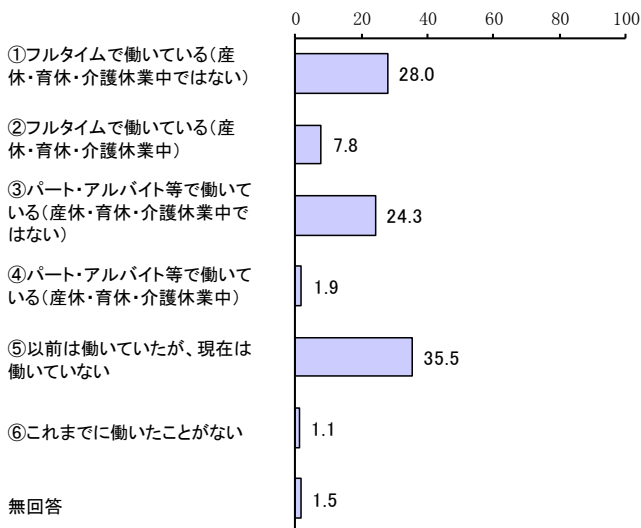
② 保護者（母親）の就労状況

母親では、「⑤以前は働いていたが、現在は働いていない」の割合が35.5%と最も高く、次いで「①フルタイムで働いている（産休・育休・介護休業中ではない）」の割合が28.0%、「③パート・アルバイト等で働いている（産休・育休・介護休業中ではない）」の割合が24.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、就労している母親の割合が増加しています。一方、「⑤以前は働いていたが、現在は働いていない」の割合が減少しています。

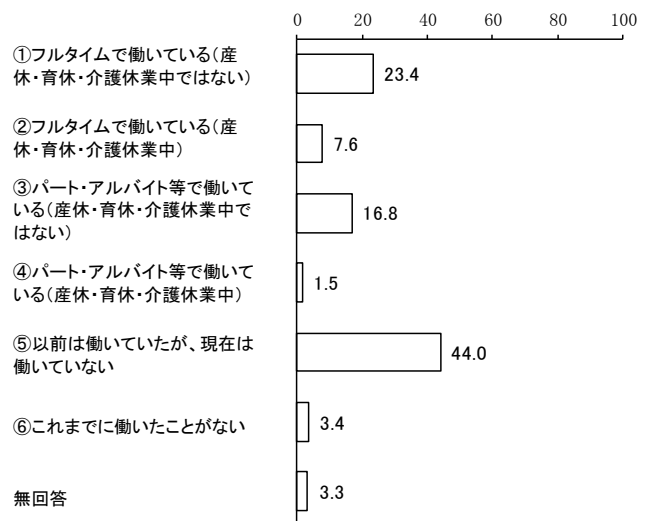
【母親（平成30年調査）】

回答者数 = 1,961



【母親（平成25年調査）】

回答者数 = 1,871



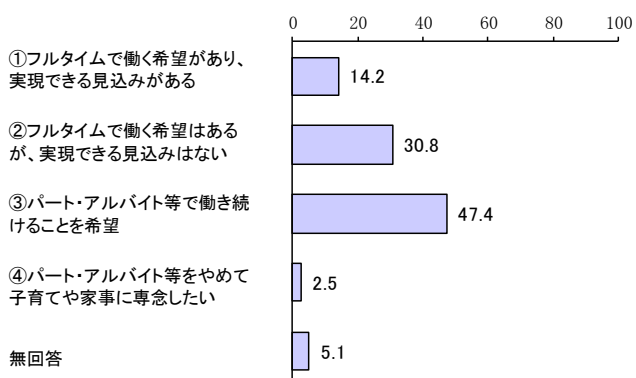
③ 保護者（母親）の就労意向（パート・アルバイト等で働いている者の就労意向）

パート・アルバイト等で働いている母親では、「③パート・アルバイト等で働き続けることを希望」の割合が 47.4%と最も高く、次いで「②フルタイムで働く希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が 30.8%、「①フルタイムで働く希望があり、実現できる見込みがある」の割合が 14.2%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、フルタイムで働く希望をもつ母親の割合が増加しています。

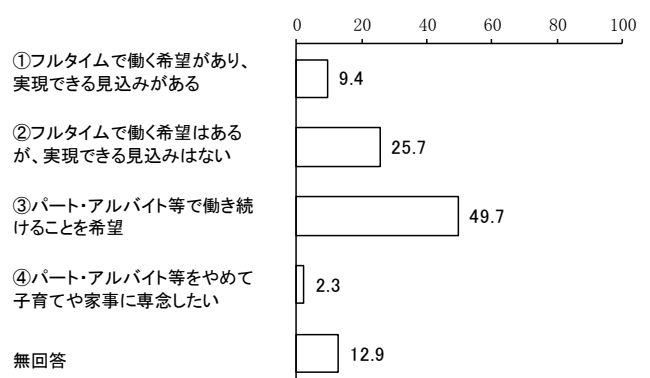
【母親（平成 30 年調査）】

回答者数 = 513



【母親（平成 25 年調査）】

回答者数 = 342



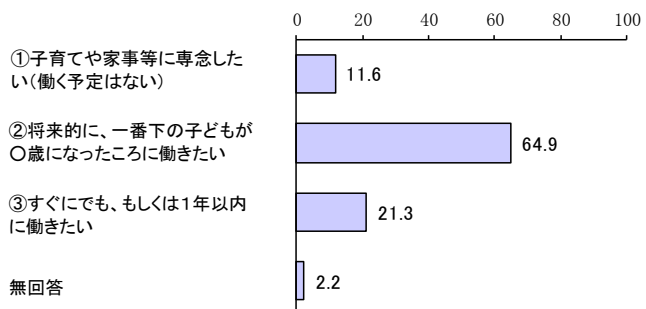
④ 保護者（母親）の就労意向（未就労者の就労意向）

母親では、「②将来的に、一番下の子どもが〇歳になったころに働きたい（〇歳はそれぞれ希望の年齢）」の割合が64.9%と最も高く、次いで「③すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」の割合が21.3%、「①子育てや家事等に専念したい（働く予定はない）」の割合が11.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「②将来的に、一番下の子どもが〇歳になったころに働きたい（〇歳はそれぞれ希望の年齢）」の割合が増加しています。一方、「①子育てや家事等に専念したい（働く予定はない）」の割合が減少しています。

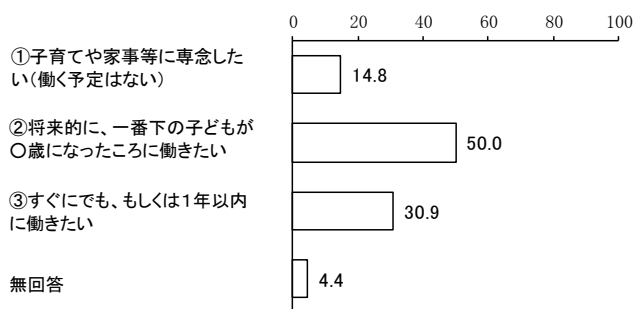
【母親（平成30年調査）】

回答者数 = 717



【母親（平成25年調査）】

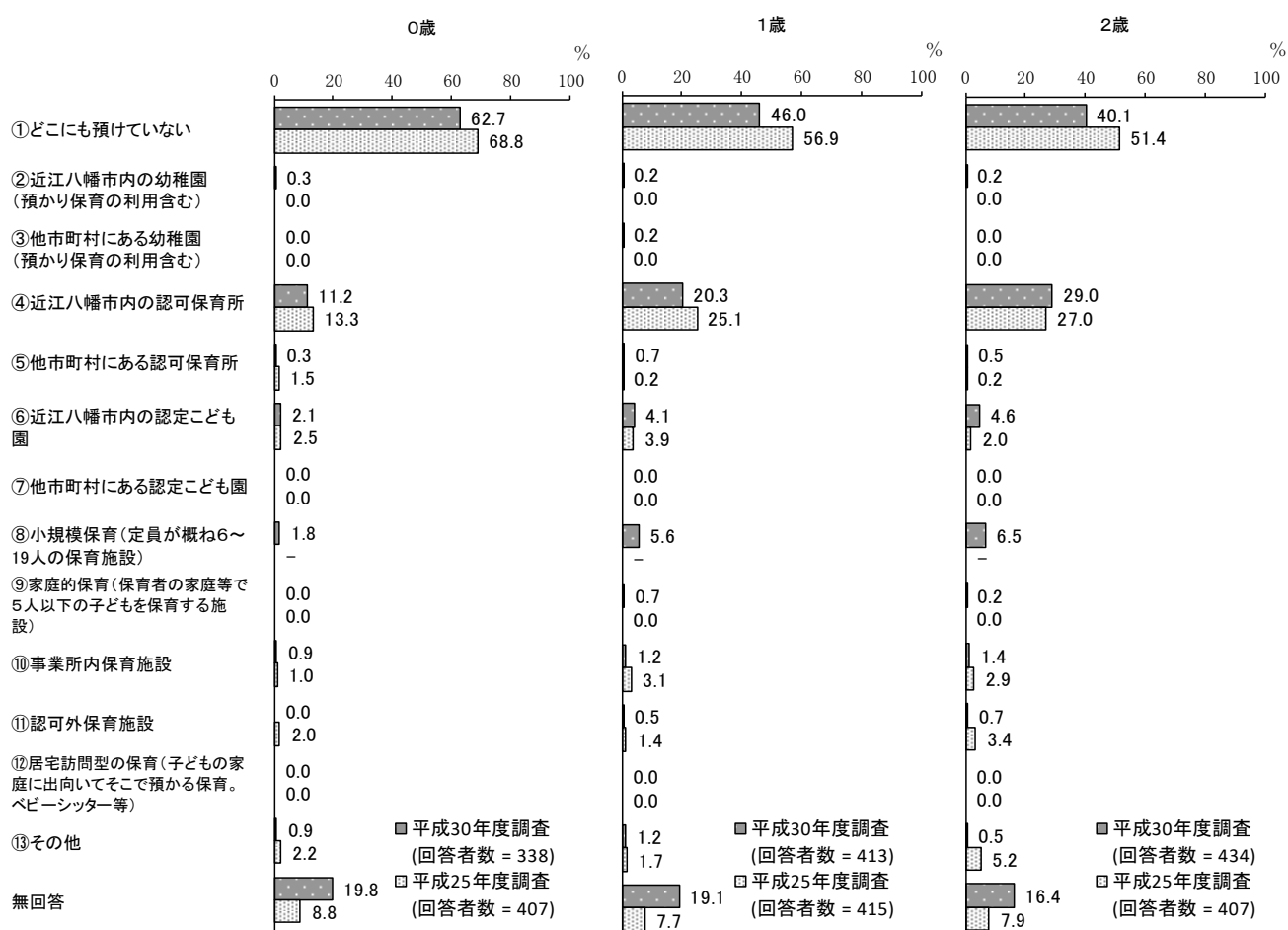
回答者数 = 888



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

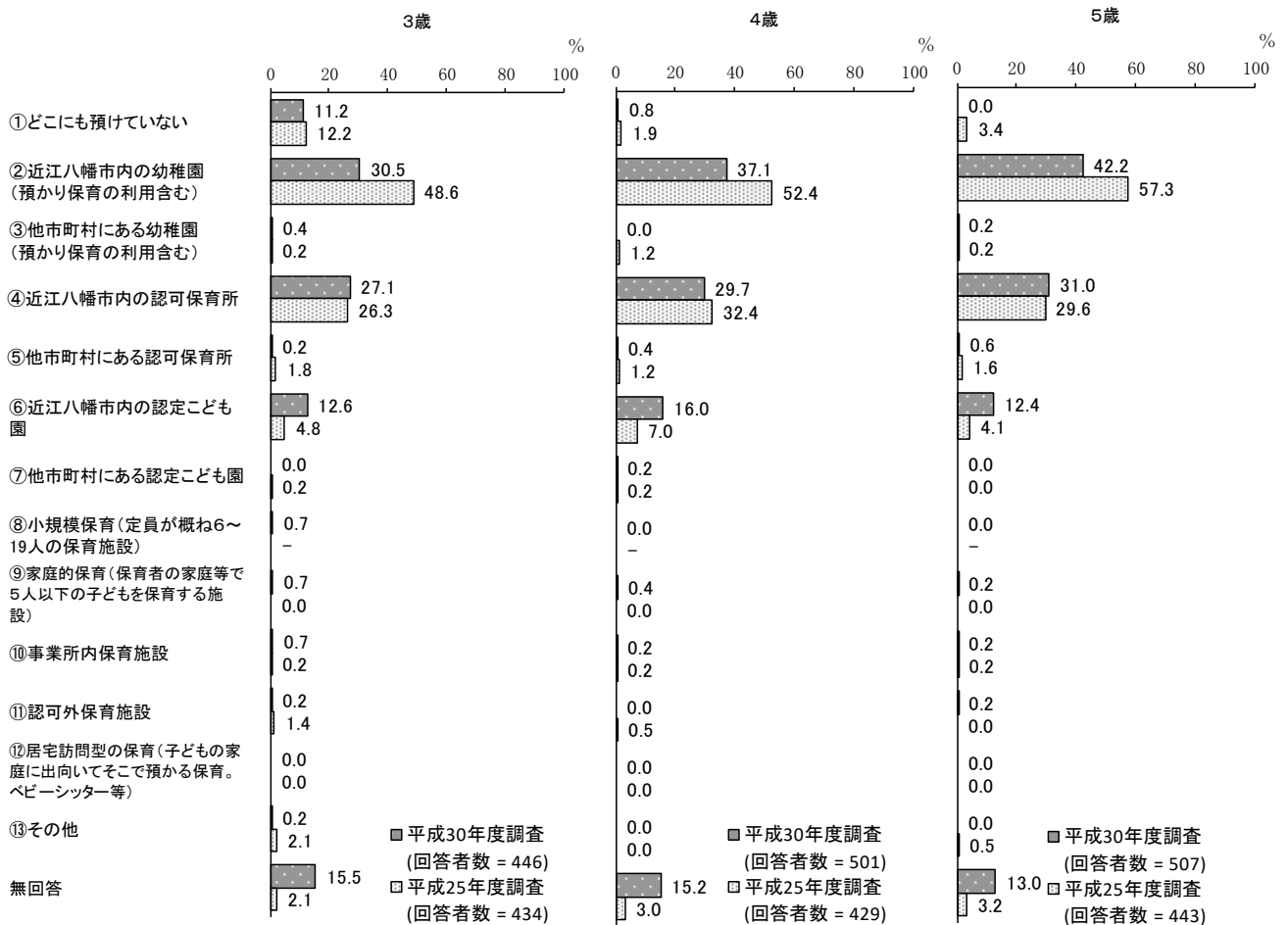
① 平日に定期的に利用している教育・保育事業

0～2歳では、「①どこにも預けていない」の割合が最も高くなっています。平成25年度調査と比較すると、「①どこにも預けていない」の割合が減少しています。



※「小規模保育 (定員が概ね6～19人の保育施設)」は平成30年度調査から新たに追加しました。

3～5歳では、ほとんどの子どもがなんらかの教育・保育事業を利用しています。



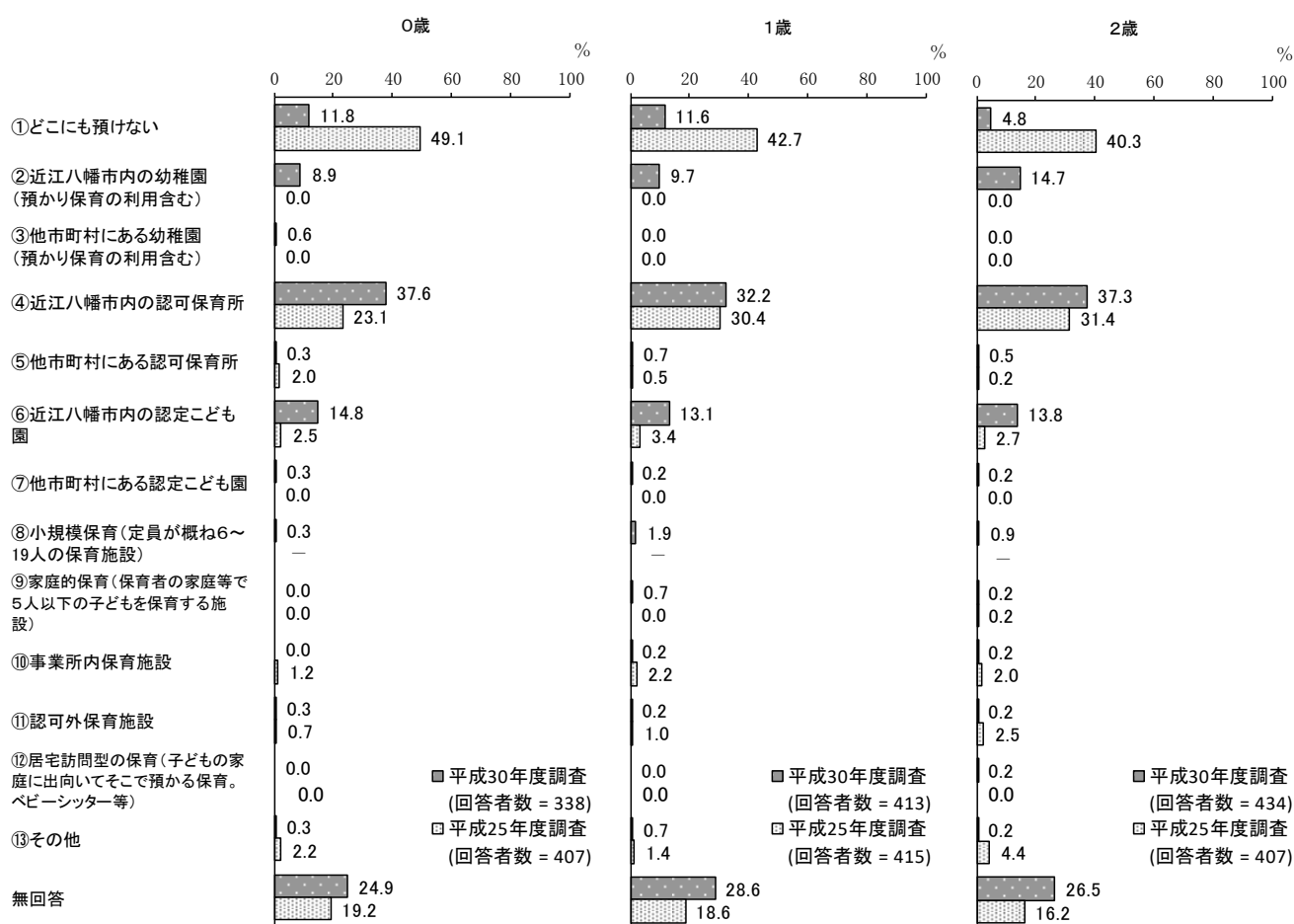
※「小規模保育（定員が概ね6～19人の保育施設）」は平成30年度調査から新たに追加しました。

② 今後、定期的に利用したい教育・保育事業

0～2歳では、「④近江八幡市内の認可保育所」の割合が最も高くなっています。

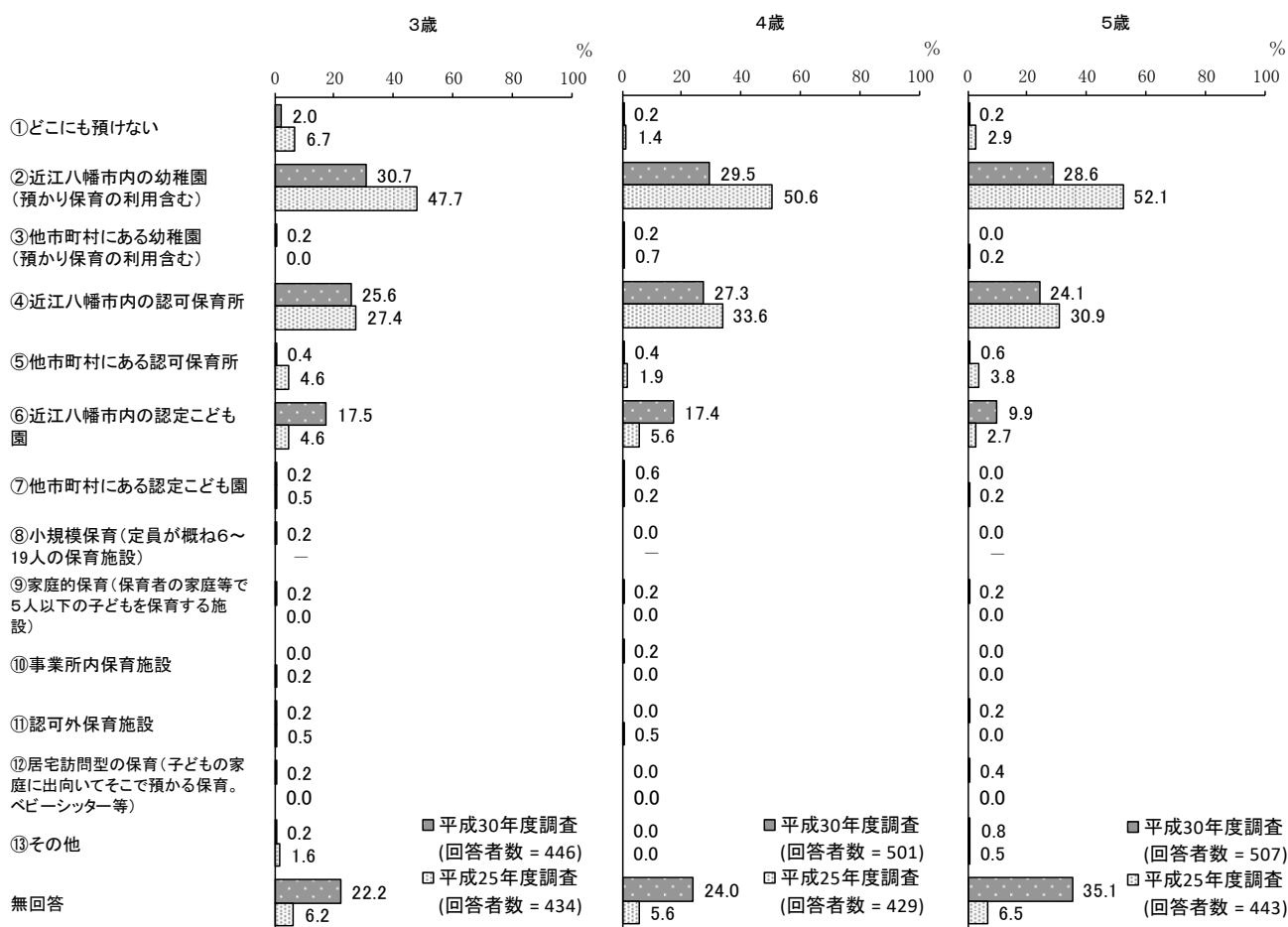
平成25年度調査と比較すると、「④近江八幡市内の認可保育所」「⑥近江八幡市内の認定こども園」の割合が増加しています。

ただし、平成25年度の調査では、「今年度の理想」としてどのくらい利用したいかを聞いているため、0～2歳では「①どこにも預けない」「②市内の幼稚園」を選択した割合が大きく違ってきます。



※「小規模保育(定員が概ね6～19人の保育施設)」は平成30年度調査から新たに追加しました。

平成25年度調査と比較すると、3～5歳では、「②近江八幡市内の幼稚園（預かり保育の利用含む）」の割合が減少し、「⑥近江八幡市内の認定こども園」の割合が増加しています。



※「小規模保育（定員が概ね6～19人の保育施設）」は平成30年度調査から新たに追加しました。

(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

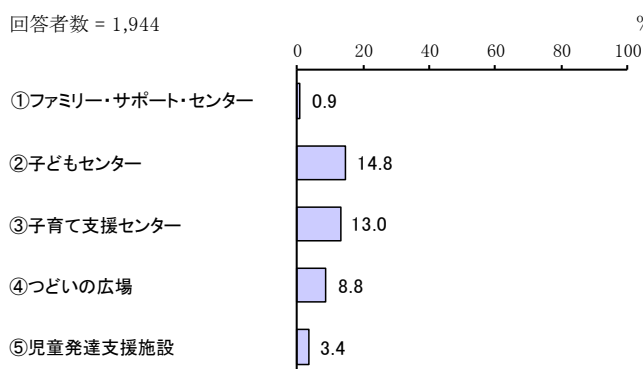
① 子どもセンター、子育て支援センター等の利用状況

「②子どもセンター」の割合が 14.8%と最も高く、次いで「③子育て支援センター」の割合が 13.0%、「④つどいの広場」の割合が 8.8%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「②子どもセンター」「③子育て支援センター」「④つどいの広場」の割合が減少しています。

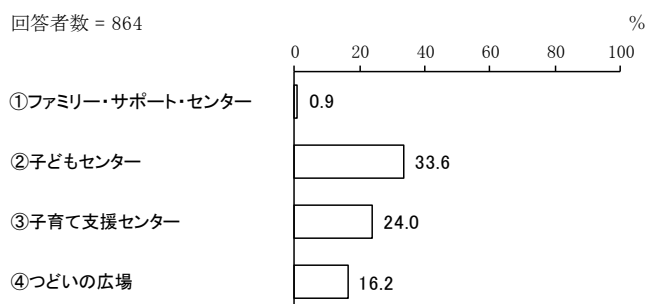
【平成 30 年度調査】

回答者数 = 1,944



【平成 25 年度調査】

回答者数 = 864



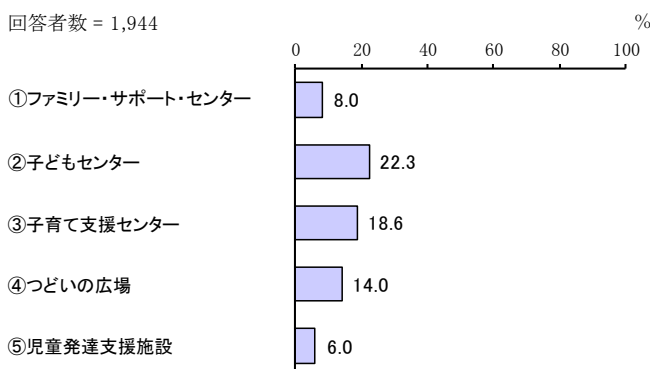
② 子どもセンター、子育て支援センター等の利用希望

「②子どもセンター」の割合が 22.3%と最も高く、次いで「③子育て支援センター」の割合が 18.6%、「④つどいの広場」の割合が 14.0%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、すべての項目で利用希望が高くなっています。

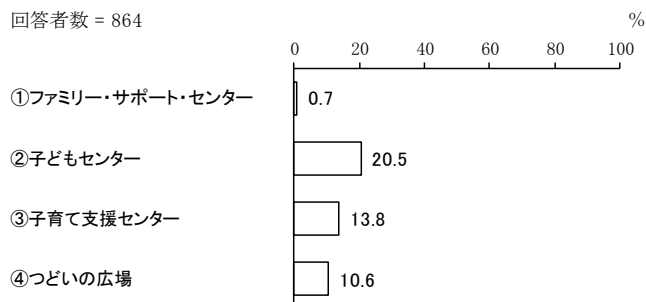
【平成 30 年度調査】

回答者数 = 1,944



【平成 25 年度調査】

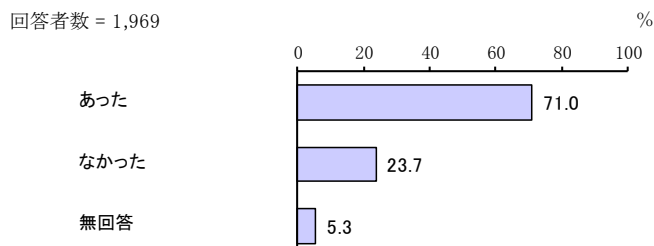
回答者数 = 864



(4) 病気等の際の対応について

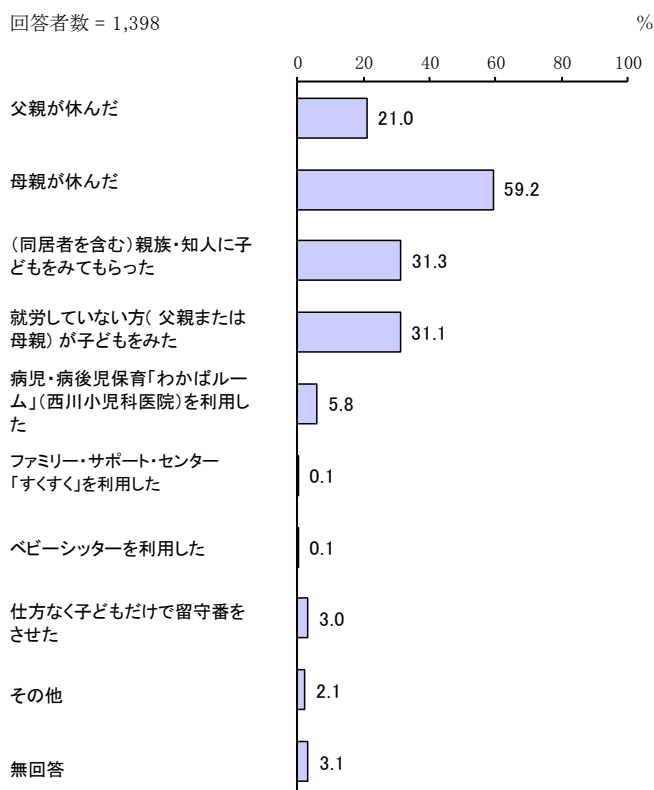
① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が 71.0%、「なかった」の割合が 23.7%となっています。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

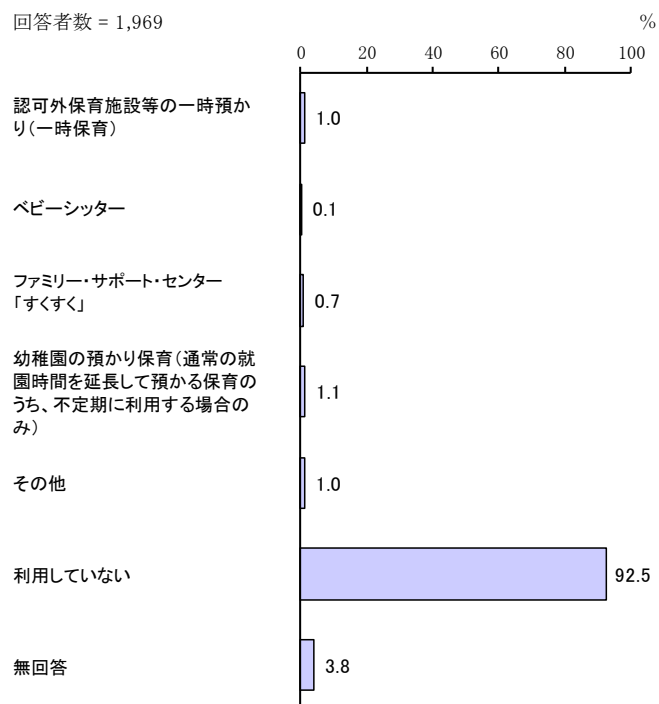
「母親が休んだ」の割合が 59.2%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が 31.3%、「就労していない方(父親または母親)が子どもをみた」の割合が 31.1%となっています。



(5) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

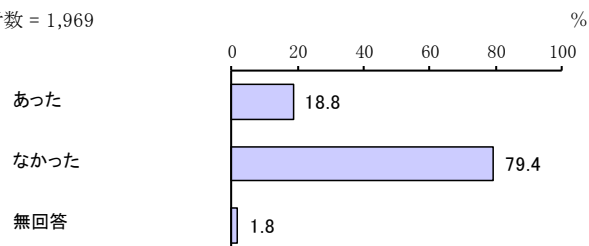
「利用していない」の割合が92.5%と最も高くなっています。



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

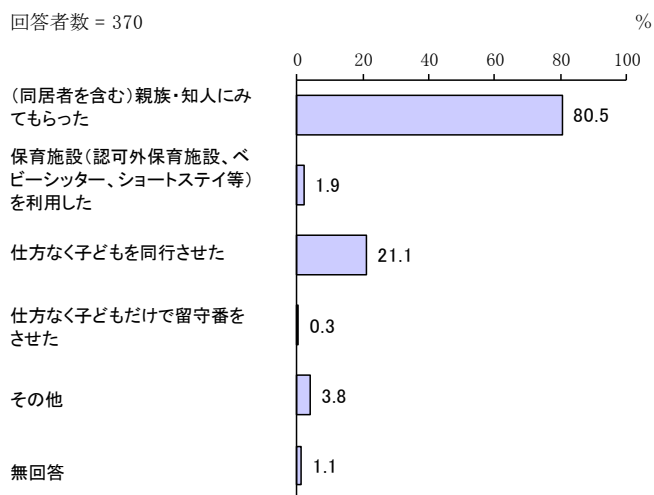
「あった」の割合が 18.8%、「なかった」の割合が 79.4%となっています。

回答者数 = 1,969



宿泊を伴う一時預かり等があった際の対応方法として、「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」の割合が 80.5%と最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」の割合が 21.1%となっています。

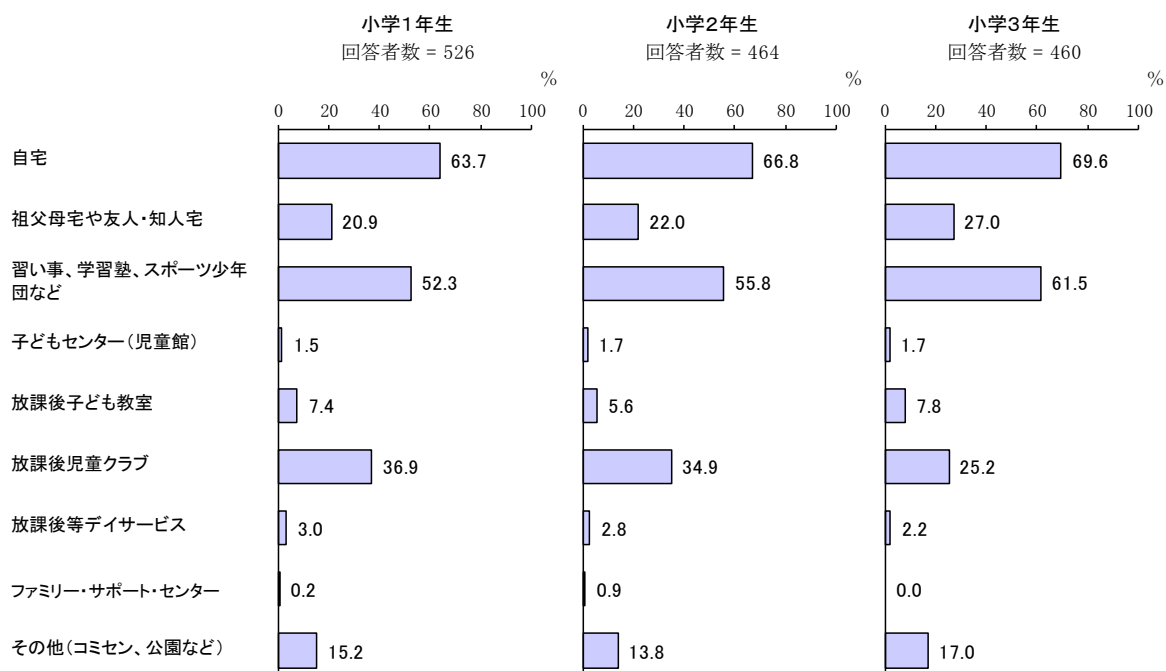
回答者数 = 370



(6) 小学校就学後の過ごし方について

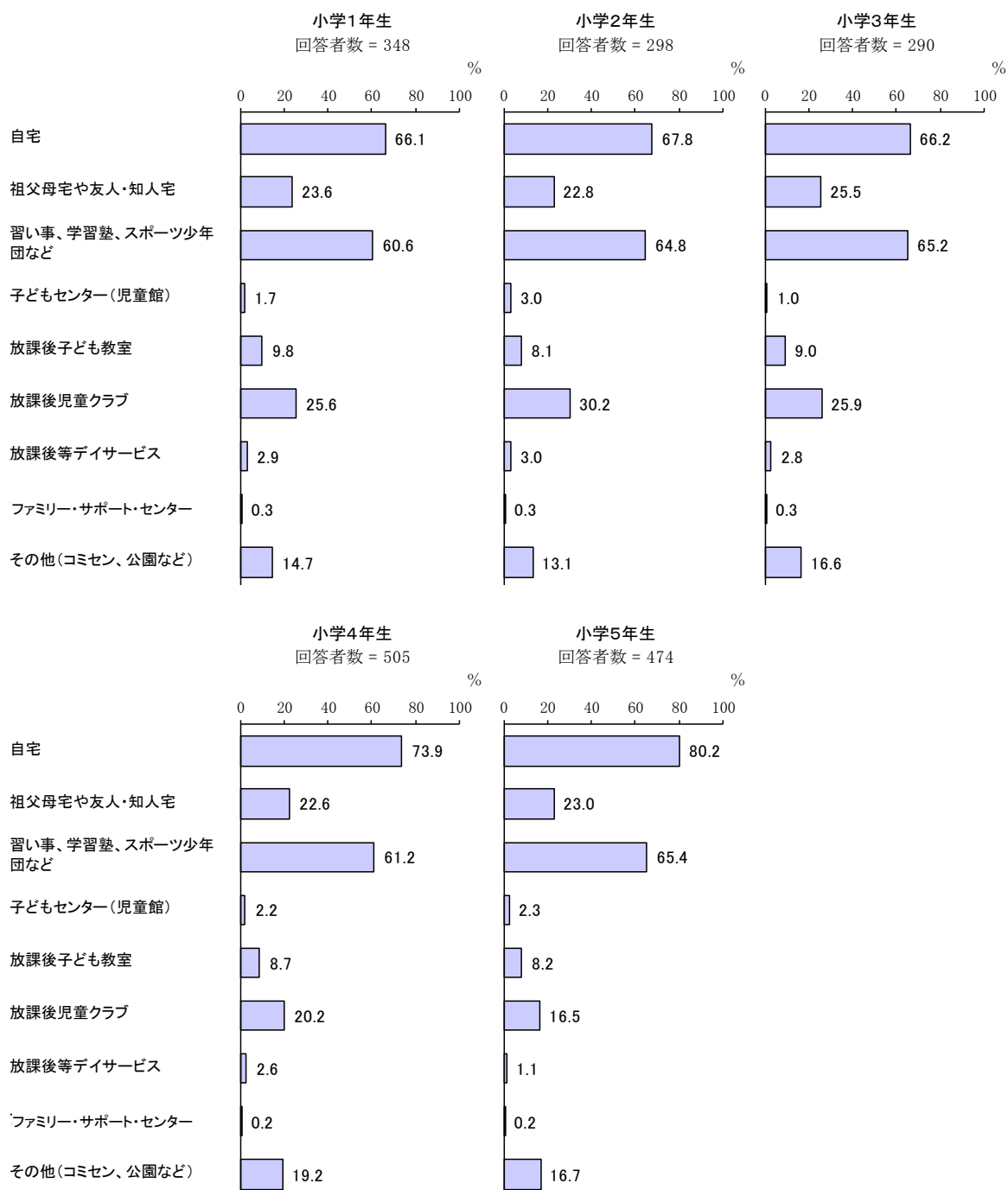
① 小学生保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

すべての学年で「自宅」の割合が最も高くなっています。学年が上がるにつれ、「習い事、学習塾、スポーツ少年団等」の割合が高くなり、「放課後児童クラブ」の割合が低くなっています。



② 小学生保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

他の学年と比べ、小学4年生、小学5年生では、「自宅」の割合が高くなり、「放課後児童クラブ」の割合が低くなっています。



(7) 育児休業制度の利用状況について

① 保護者の育児休業の取得状況

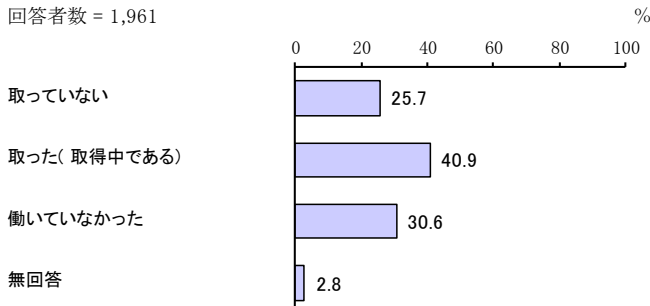
母親では、「取った(取得中である)」の割合が40.9%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が30.6%、「取っていない」の割合が25.7%となっています。

父親では、「取っていない」の割合が93.8%と最も高くなっています。

平成25年度調査と比較すると、母親では、「取った(取得中である)」の割合が減少しています。

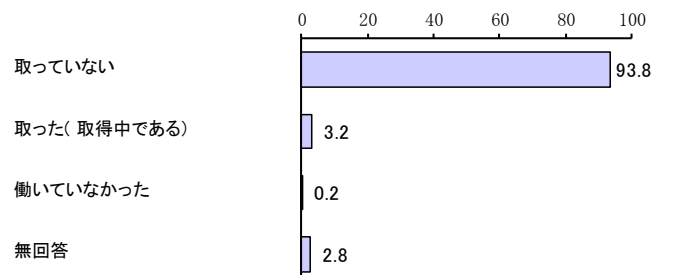
【母親（平成30年度調査）】

回答者数 = 1,961



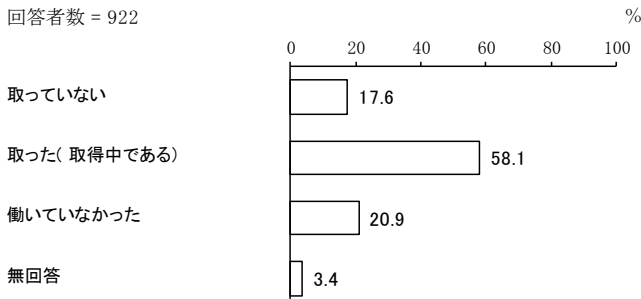
【父親（平成30年度調査）】

回答者数 = 1,899



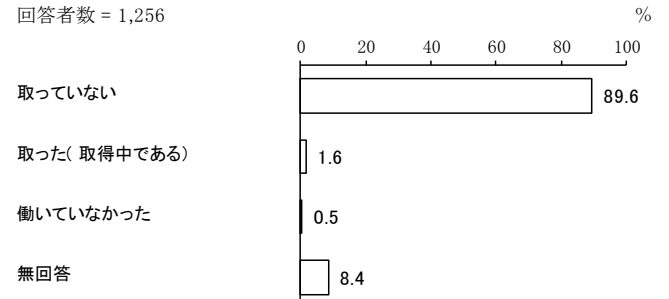
【母親（平成25年度調査）】

回答者数 = 922



【父親（平成25年度調査）】

回答者数 = 1,256



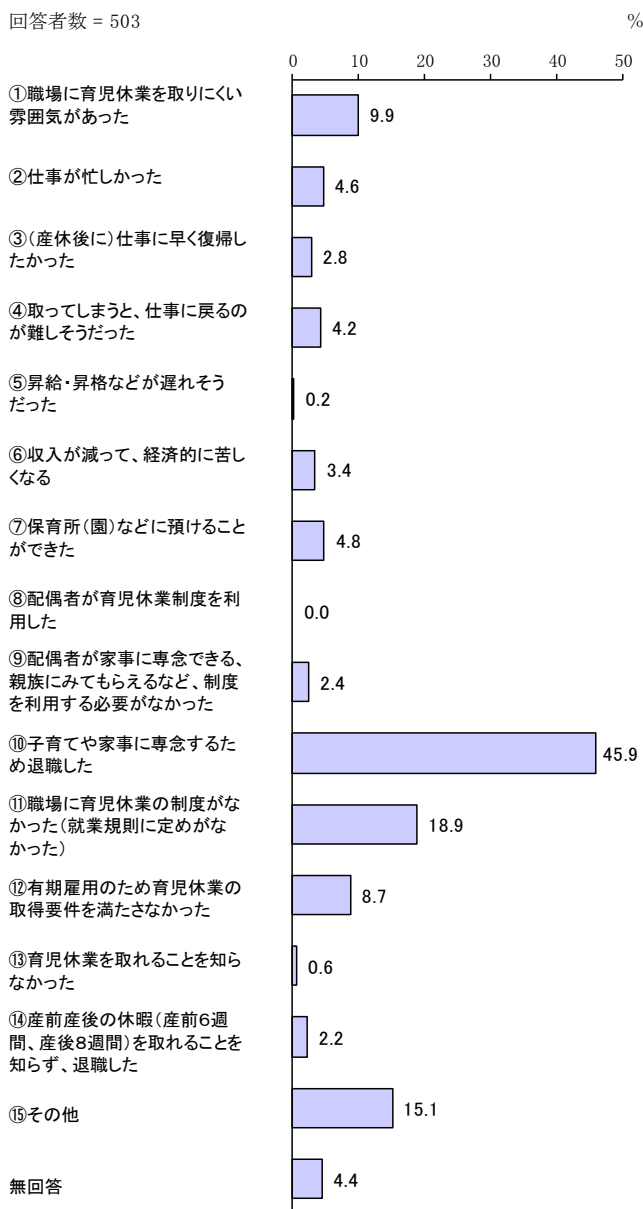
② 保護者の育児休業を取得していない理由

母親では、「⑩子育てや家事に専念するため退職した」の割合が45.9%と最も高く、次いで「⑪職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が18.9%となっています。

父親では、「②仕事が忙しかった」の割合が36.5%と最も高く、次いで「⑨配偶者が家事に専念できる、親族にみてもらえる等、制度を利用する必要がなかった」の割合が32.5%、「①職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が31.7%となっています。

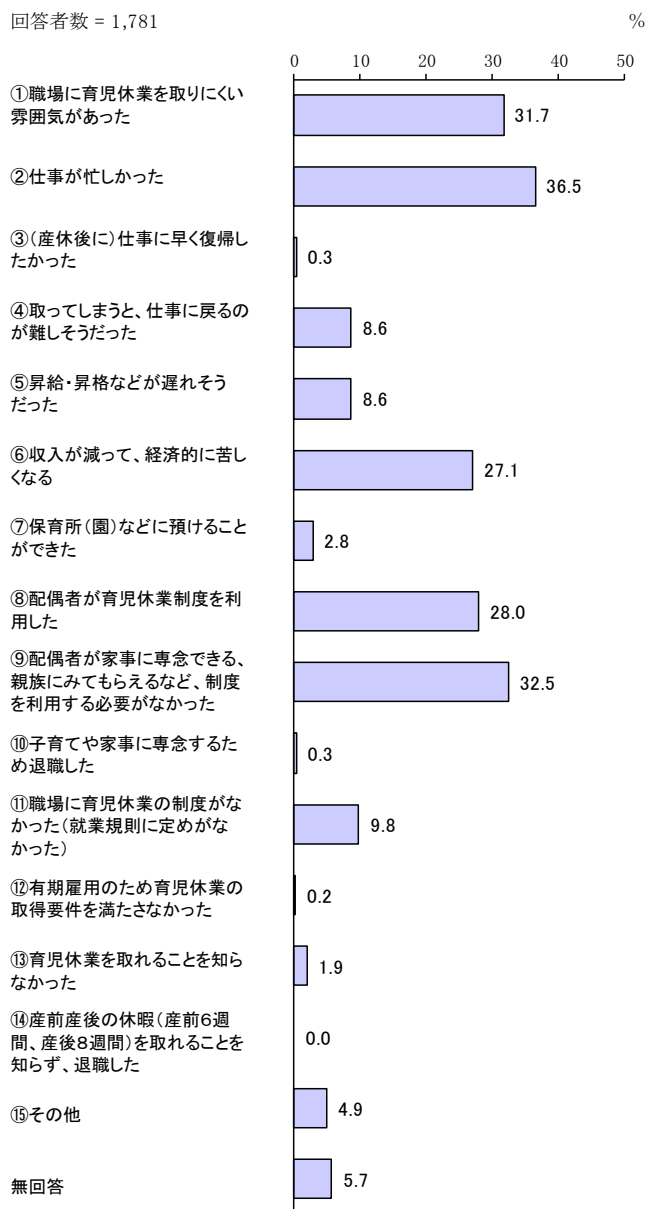
【母親】

回答者数 = 503



【父親】

回答者数 = 1,781

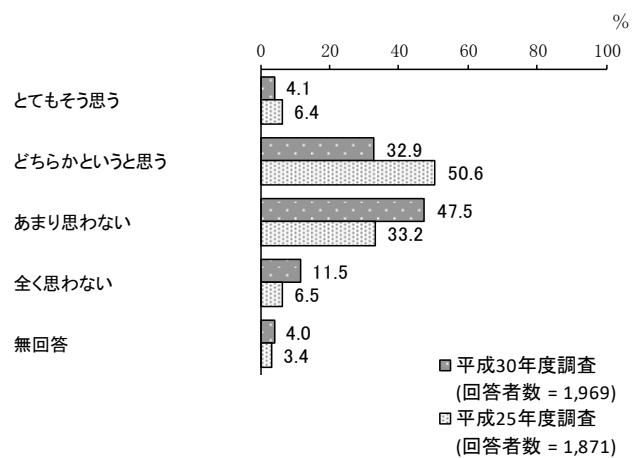


(8) 子育て全般について

① 就学前児童保護者における近江八幡市が子育てしやすい環境であるかどうかの意識

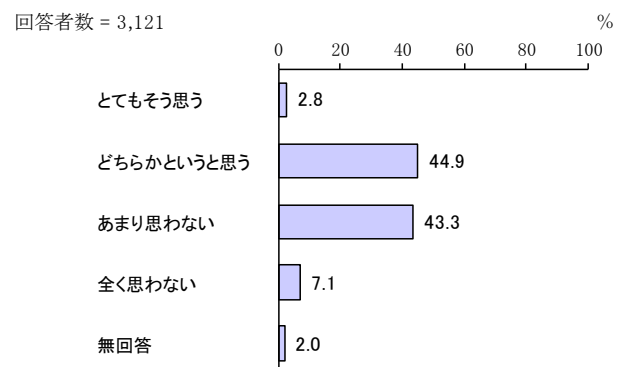
「あまり思わない」の割合が47.5%と最も高く、次いで「どちらかかというと思う」の割合が32.9%、「全く思わない」の割合が11.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「あまり思わない」の割合が増加しています。一方、「どちらかかというと思う」の割合が減少しています。



② 小学生保護者における近江八幡市が子育てしやすい環境であるかどうかの意識

「とてもそう思う」と「どちらかかというと思う」をあわせた“そう思う”の割合が47.7%、「あまり思わない」と「全く思わない」をあわせた“思わない”の割合が50.4%となっています。



3 これまでの主な取組の進捗状況

平成 27 年 3 月に策定された「第一期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」における重点施策ごとに主な取組の実施状況を整理しました。

重点施策 1 安心して子育てができる地域づくり

本市では、平成 27 年 4 月より、妊娠期から子育て期の方までの総合相談窓口である「子育て世代包括支援センター」を設置しています。センターでの各種相談件数は増加しており、身近な相談窓口として認知され、役割が大きくなっています。

また、親子プレイステーション等の子育てサロン等、各学区でも、保護者や子どもの交流の場として、地域のつながりを大切にしながら、様々な子育て支援が展開されています。

情報提供の分野では、子育て情報アプリの運用を平成 31 年 3 月にスタートする等、子育てに関する状況提供を充実し、子育て家庭支援の充実を図っています。

さらに、赤ちゃんの駅事業等を通じて、企業や事業所との連携についても拡充を図っています。

重点施策 2 教育・保育の充実にむけた取組の推進

乳幼児期の取組について、保育園と認定こども園の開設、保育人材の就職フェアの開催等を通じ、待機児童解消をめざしています。

学童期の居場所づくりについては、放課後児童クラブの開所により、定員数の拡充を図ってきました。今後は、放課後子ども教室も含め、すべての就学児童に対して、放課後の居場所を提供するため取り組む必要があります。

また、固定的性別意識の解消やワーク・ライフ・バランスに関する研修の機会を提供し、社会全体で性別にとらわれず、仕事と生活の両立を推進しています。今後も引き続き、市民と企業に対する学習機会の提供を図る必要があります。

重点施策3 社会的援助を必要とする子ども・家庭に対する取組の推進

子育て世代包括支援センターでの相談支援や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診事業等をおし、社会的援助を必要とする子どもとその家族を早期に把握し、必要に応じて関係機関との支援を実施しました。

子どもの虐待防止については、要保護児童対策地域協議会を通じて、多機関が連携し、虐待の未然防止、重症化予防、早期発見に繋げる取組を進めています。子どもの虐待は、様々な背景・要因が複合的に重なることにより発生することが多く、また家庭内で起こることにより発見や対応が難しいため、地域社会全体の意識向上や地域で見守る体制づくりが不可欠です。

発達特性により支援の必要な子どもに対する支援としては、保育所等訪問支援事業、児童発達支援事業、障害児相談支援事業等をおして、支援を必要とする対象児に、必要な支援を早期に提供するための取組を進めました。また、ペアレントプログラムやペアレント・メンター事業等を通じ、支援が必要な子どもの保護者に対する支援も展開しています。

4 子どもと子育て家庭の現状と課題

平成 27 年 3 月に策定された「第一期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」の施策の柱である行動目標ごとに近江八幡市の子どもと子育て家庭の課題を整理しました。

行動目標 1 地域における子育ての支援

本市では、すべての市民がその人らしく自立した生活がおくれるよう、「人がつながり 未来をつむぐ『ふるさと近江八幡』」をめざしています。しかしながら、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むなか、子育ての不安や負担が高まり、相談件数が増加しています。

ニーズ調査の結果によると、子育てについて気軽に相談できる人として、「配偶者」、「父母、祖父母等の親族」の割合が高くなっています。また、日頃、日常的に子どもを見てもらえる親族・知人が「いずれもない」人が 11.6%、子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所について「相談していない」人の割合が 1.4%と、わずかではあるものの、身近に子どもをみてもらえる親族・知人がいなかったり、相談相手がない人がいます。子育てで、相談したいこととしては「育児の不安や悩み」「しつけ」「子どもの生活習慣全般」等多様な悩みが挙げられています。

国においては、子育て世代包括支援センターを令和 2 年度に全国展開することとしており、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援の提供が求められています。

今後は、子育て支援に関する情報発信体制を強化するとともに、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を充実させることが必要です。

さらに、子育てのしやすい環境の拡大に向けて、地域での助け合いの機運や機会を創出しながら、必要な子育て支援サービスの充実を図ることで、家庭と地域が支え合う子育てしやすいまちづくりにつなげる必要があります。

また、国において平成 30 年 9 月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」では、すべての児童が放課後を安全・安心して過ごすことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することが目標とされています。

行動目標 2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎を培う大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。睡眠、食事、運動等、生活リズムを整え、子どもとの情緒的交流が望まれますが、一方で、育児不安を持つ母親が多くなっています。

ニーズ調査では、子育てについては、「配偶者」や「父母、祖父母等の親族」といった身近な周りの相談相手が多く、公共の機関については「子ども発達支援センターや発達支援課」が 7.1%、「市役所や総合支所、保健センター」が 6.1%、「子育て世代包括支援センター」が 2.1%となっています。

子育てについて、相談したいこととしては「子どもの病気や健康」が 36.7%、「子どもの食生活」が 36.0%となっており、保護者の子どもの健康づくりに対する関心が高くなっています。

このような現状を踏まえ、育児不安を感じている保護者の不安を軽減するとともに、子どもの発達や子どもとの関わり方について学ぶ機会を提供し、不安を抱える保護者への支援を充実することが必要です。

また、安心して子どもを産み育てることができるよう、関係機関と連携し、子どもと保護者の健康づくりを推進することが必要です。

行動目標 3 子どもが健やかに成長するための教育環境の整備

すべての子どもの健やかな育ちを支援するためには、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校が連携を保ちながら、子どもの将来を見据えて取り組むことが必要であり、また、家庭や地域が教育力を高めることが求められます。豊かな人間性や社会性を培い、確かな学力を身につけることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりに取り組む必要があります。

さらに、子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

ニーズ調査では、5年前と比べ、母親のフルタイム就労が増加しています。また、未就学児童をもつ母親の62%はなんらかの就労をしており、パートタイム就労している母親の45%はフルタイムへの転換希望があります。さらに、定期的にご利用している事業について、5年前と比べ、「どこにも預けていない」人の割合が減少し、「小規模保育（定員が概ね6～19人の保育施設）」「認定こども園」の割合が増加しています。

今後は、多種多様な保育が利用されるなか、教育・保育のニーズを適正に把握し、提供量を担保しつつ、安全で安心なより質の高い教育・保育を維持していくことが必要です。

また、子ども・若者を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、全国的に、いじめや不登校、ひきこもりといった問題が指摘されています。これらの困難を抱えた子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、相談・支援や関係機関の連携を強化し、一人ひとりが自分らしく生きていけるよう必要な支援を行うことが重要です。

行動目標 4 子どもを安全に、安心して育てられるまちづくり

近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。国は、平成 30 年 6 月に「登下校防犯プラン」を示し、地域における連携の強化や多様な担い手による見守りの活性化等を掲げ、取り組んでいます。

ニーズ調査では、「近江八幡市は子育てしやすい環境であると感じているか」について、5年前に比べ、「そう思う」の割合が低くなっており、子育てしやすいまちづくりのために、必要な取組について、約3割の保護者が「乳幼児の遊び場の整備」や「子どもを事故や犯罪から守るための施策の推進」を求めています。

子どもの安全確保は、安全・安心な社会の要であるとの認識のもと、子どもたちがあたたかな見守りのなかで、安心して過ごせる地域づくりが求められます。社会全体で子どもの安全を守るという機運を高め、連携体制を構築していくことが重要です。

行動目標 5 家庭と仕事の両立支援

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することをめざしています。平成 29 年 10 月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度の整備とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。

しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解の一層の推進が必要となっています。

ニーズ調査では、5年前に比べると、母親の育児休業を取得した割合は減少しています。一方で父親の取得状況は微増していますが、いまだ低い水準となっています。

働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

行動目標 6 社会的援助を必要とする子ども・家庭への支援

児童虐待への対応については、従来より制度改正や関係機関の体制強化等により、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件は後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

改正児童虐待防止法では、親の子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化等を盛り込み、児童虐待の更なる防止に努めています。

子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、児童虐待防止の広報・啓発の充実とともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）が発見された際に、速やかに通告、連携、支援につなげる体制を強化することが求められます。

また、国においては、ひとり親家庭における経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成 28 年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯に比べ、母子世帯の平均年収は約 1/3 となっており、特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっています。

生活に困難を抱える家庭に、地域の支援者と連携しながら、適切なサービスや支援を結び付けることが必要です。特に、ひとり親家庭の生活の安定と自立のため、日常生活を支援し、相談体制を充実することが求められます。

さらに発達特性により支援が必要な子どもの早期発見・早期支援を行うために連携を強化し、支援が必要な方への相談体制の充実を図るとともに、保育所、放課後児童クラブ等における受け入れ体制の充実を図る必要があります。

その他、様々な要因で困難を抱えた家庭・子どもが健やかに成長するために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮や、子どものライフステージにあわせて、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが重要です。また、子育て世帯が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実が求められます。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

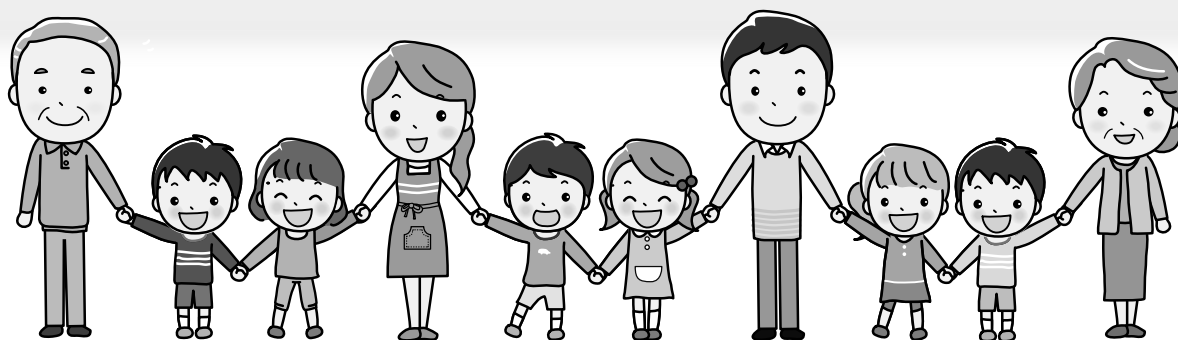
子どもは性別・国籍・障がいの有無に関わらず皆「いとご」であり地域の宝です。子育ての主役である保護者が、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えるとともに、地域社会全体で子どもと子育て家庭を見守り、支援していくことが重要です。



本計画では、前期計画の基本理念「子どもは地域の宝、みんなで見守り育てよう！」を引き継ぐとともに、それらをさらに明確に反映することにより、これからの近江八幡市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざします。

基本理念

子どもは地域の宝、みんなで見守り育てよう！



2 大切にすべき視点

本計画では、基本理念を実現するために、次の7つの大切にすべき視点を定め、地域社会が一体となり、すべての子どもを見守り育てていきます。

(1) 子どもの権利を守ろう！

子どもを人として尊び、社会の一員として重んじよう
子ども自らが考え、行動することを支援・尊重しよう

(2) 健康と安全を守ろう！

子どもが心身ともに健やかに生まれ育てられる環境、そして安心して子どもを産み、育てられる環境をつくろう

(3) 子育てを楽しもう！

保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、子どもを育てることの楽しさや喜びを見出そう

(4) 気持ちにゆとりをつくろう！

気持ちのゆとりを生活の豊かさにつなげ、自分らしい“時”を送ろう

(5) 自然を大切にしよう！

子どもを健やかに育てる豊かな自然、子どもがのびのびと遊べる身の回りの自然を守り、その積み重ねで地球規模の環境保全に努めよう

(6) やさしさや思いやりをもとう！

人にやさしさをもって関わり、子どもの育ちを温かいまなざしで見守ろう

(7) 交流を大切にしよう！

家庭での交流、地域との交流を大切にし、その“関わり”のなかで地域と自分について理解を深めよう

3 めざすまちの姿

(1) 子どもの幸せを考えるまち

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりかけがえのない存在です。

家族、地域の人、子どもを取り巻くすべての人に、愛され、信頼されることによって自尊感情を高め、自分に自信を持ち、安心して心身ともに健やかに育つことができます。

そのために、子どもの視点に立ち、すべての子どもの年齢や発達に応じた支援、すべての子育て家庭を対象にした支援を図ります。また、子どもたち自身の意思・思いが反映され、すべての子どもが豊かな人権感覚を持ち、自ら未来を拓いていけるようなくみづくり、社会づくりをめざします。

(2) 子育てを地域ぐるみで支えあうまち

生活環境や社会環境が大きく変化し、核家族化、地域社会における孤立等がみられるなか、安心して子どもを産み、育てられる社会、「子どもの最善の利益」が実現される社会が求められています。

子育てに喜びや生きがいを感じることができ、保護者の子育て力を高めるために、地域住民や子どもに関わる様々な関係機関はもちろん、行政・民間の垣根を越えた地域社会全体の連携を深め、子育て支援の充実を図ります。

(3) 次代の親を育成するまち

核家族が増えるなかで、これまで家族のなかで自然に受け継がれてきた様々な伝承が困難になっている状況から、小さな頃からの関係機関・地域での支援が求められます。一方、保護者自身も、家庭・地域の人々とのつながりを持ち、地域コミュニティのなかで子どもが育まれるよう地域社会に参加していこうという意識を持つことが重要です。

子どもは、やがて、次代の親になるという認識のもと、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、将来を見据え、長期的な視野に立った子どもの健全育成を進めます。

また、地域や社会が家庭における子育ての負担感や不安感、孤立感に寄り添うことによって、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合うことができ、親としての自覚と責任・誇りを持てる、「親育ち」のできる子育て支援環境を整えます。

4 基本目標

(1) 結婚から妊娠・出産・育児までの切れ目ない、包括的な支援体制の構築

子育てを取り巻く状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズに対応した保育・子育てサービスの充実を図る必要があります。

また、保育ニーズの高まりに対応するため、乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

さらに、地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組みます。

(2) 親と子の心と体の健康づくり

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、妊産婦・乳幼児、思春期への保健対策、食育の推進、医療の充実等、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取組を進めます。

また、子どもと親が、心豊かに育つうえで健康づくりは重要な課題であり、すべての子どもと親が心身ともに健康に過ごせる環境づくりに取り組みます。

(3) 子どもが健やかに成長するための教育・保育環境の整備

次代を担う子どもたちが、社会の一員として自立するためには、心身ともに健やかに成長し、自ら学び、考え、行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていくことが必要です。いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取組や、その権利擁護について広く市民に周知、啓発を行うとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。

また、子どもの権利が守られ、すべての子ども・若者の健やかな成長と学び、自立に向けた支援に取り組んでいきます。

(4) 子どもを安全に、安心して育てられるまちづくり

良好な生活環境の整備、安全な道路交通環境や防犯・防災といった安全・安心な環境の整備をすすめ、誰もが安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

また、子育て世帯への経済的負担を軽減する取組を実施します。

(5) 仕事と生活の調和の支援

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や「働き方改革」の理解や促進に努め、男女共同参画の考え方のもと、仕事と子育てを両立するための環境づくりを推進します。

(6) きめ細やかな関わりを必要とする子ども・家庭への支援

児童虐待防止を推進するとともに、ひとり親家庭、発達特性により支援が必要な子ども、外国人住民等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等を踏まえながら、相談支援の充実等、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

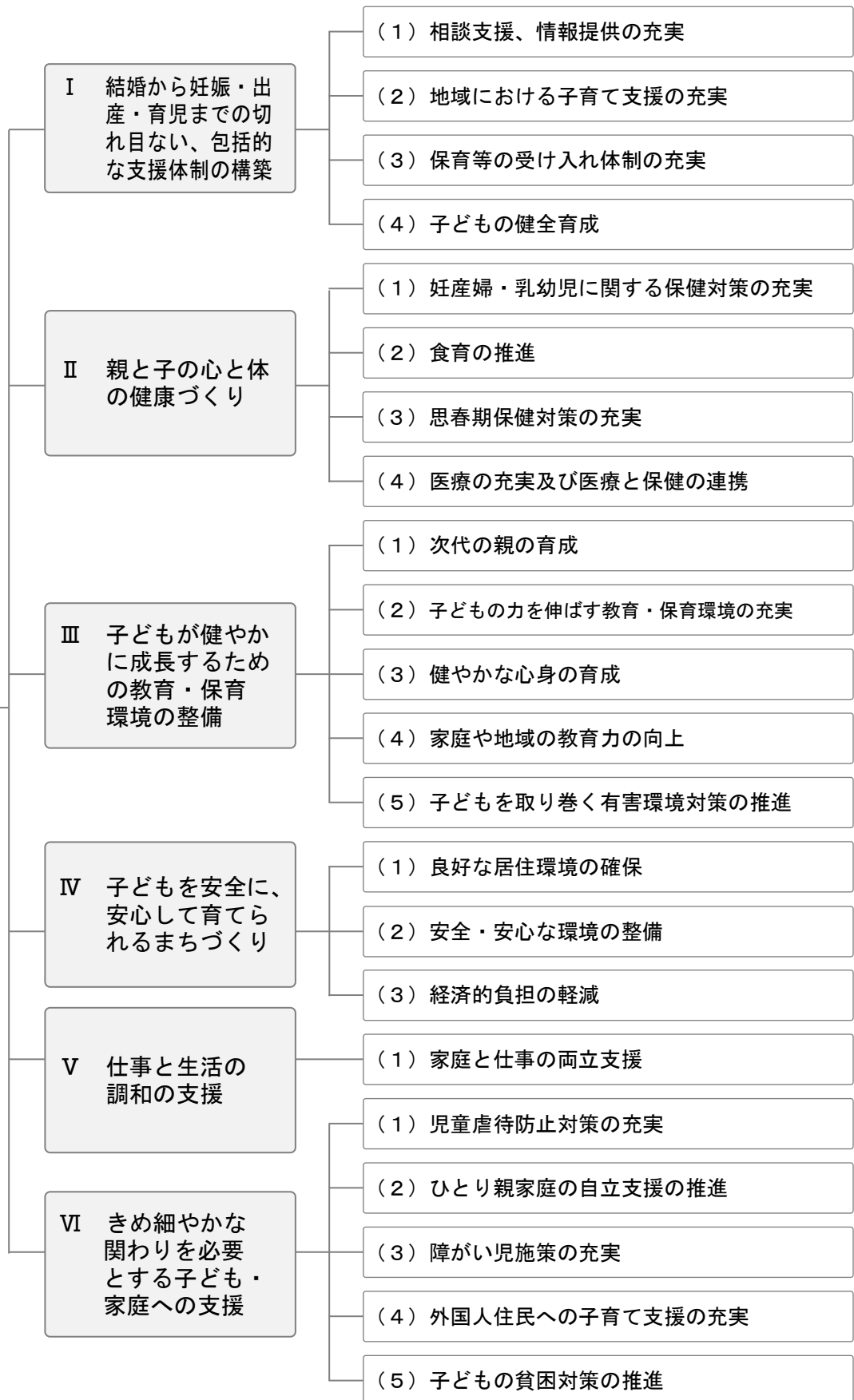
5 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策]

子どもは地域の宝、みんなで見守り育てよう！





第4章 施策の展開

基本目標 I

結婚から妊娠・出産・育児までの切れ目ない、 包括的な支援体制の構築

施策（1）相談支援・情報提供の充実・・・・・・・・

子どもや子育てに関する様々な相談に迅速・適切に対処できる体制づくりに努めるとともに、複雑化・多様化する相談内容に対応できるよう相談員の人員・資質両面での強化を図ります。

また、子ども・子育てに関する情報発信については、必要な情報がすぐ手に入るよう積極的に提供していきます。

【重点取組と目標】 ★：法定事業

番号	重点取組	取組内容				担当課
①	★子育て世代包括支援センターの運営	「第5章教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期」に定める確保方策に従い、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的支援を行う総合相談窓口を設置する。				
	利用者支援事業基本型	子ども及びその保護者等がニーズに応じて、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、利用者支援員等が、身近な場所で、利用者目線の寄り添い型の支援を実施する。				子ども支援課
	利用者支援事業母子保健型	妊娠期から主に乳幼児期までの総合相談支援を行うとともに、保健師等の専門職がすべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と連携して支援プランを策定することにより、切れ目のない、きめ細かな支援を実施する。				健康推進課
番号	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①	基本型実施箇所 2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	
	母子保健型 実施箇所 1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	

【主な取組】

- 子育てに関わる相談（子育て世代包括支援センターを除く）（子ども支援課、幼児課）
- 子育て情報の提供・子育てに関する知識の普及啓発（子ども支援課、幼児課、健康推進課、生涯学習課、図書館）
- 子育てに関する講演会等（子ども支援課、幼児課、健康推進課）

施策（２）地域における子育て支援の充実・・・・・・・・

地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高め、地域における身近な交流の場の確保に努めます。

また、市民団体や関係機関との連携強化、ボランティアの養成・支援等を実施し、子育て・子育ての応援ができるあたたかい地域社会をめざします。

【重点取組と目標】 ★：法定事業

番号	重点取組	取組内容				担当課
②	★地域子育て支援拠点事業	「第5章教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期」に定める確保方策に従い、乳幼児と保護者同士の交流の場、育児相談の場等を提供する。				子ども支援課
③	親子の絆づくりプログラム（BPプログラム）	生後2か月～5か月の第1子を生育中であるお母さんと赤ちゃんを対象に、少し先を見通した子育ての基礎知識を学びながら、気の合う仲間をみつけ、親子のきずなを育てていくプログラム。親育て、リスクのある母子の発見と継続的なフォローを実施。				子ども支援課
番号	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
②	地域子育て支援拠点事業実施箇所8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	
③	BPプログラム ①年間開催コース12コース ②参加組数年240組	①12コース ②年240組	①12コース ②年240組	①12コース ②年240組	①12コース ②年240組	

【主な取組】

- 子どもセンター運営事業（子ども支援課）
- 自治会館の利用促進（まちづくり協働課）
- ボランティアのネットワーク化（子ども支援課）
- 園庭開放（幼児課）
- 庁内での情報共有（子ども支援課）
- 家庭訪問型支援（ホームスタート）（子ども支援課）
- 子育てにかかる人材育成講座（子ども支援課）
- 中学校区子育て支援ネットワーク会議（子ども支援課）
- 親育ち支援事業（健康推進課、子ども支援課）

施策（3）保育等の受け入れ体制の充実・・・・・・・・

待機児童の解消に向け、教育・保育事業の整備を行うとともに、保育の受け皿拡大を支える人材の確保に向けた取組を推進します。

また、少子高齢化にともなう核家族化の進展、共働き家庭の増加等を背景に、多様な保育ニーズに対応するため、多様な教育・保育サービスを提供します。

【重点取組と目標】 ★：法定事業

番号	重点取組	取組内容				担当課
④	★教育・保育事業 (保育所等の体制整備)	「第5章教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期」に定める確保方策に従い、市内全域に教育・保育事業の整備を行い、待機児童を解消する。				幼児課
⑤	保育士等の確保	就職率や定着率を向上させ、保育士等の確保を図る。				幼児課
⑥	認定こども園の普及推進	すべての子育て家庭に対して教育・保育を提供できる施設であることを踏まえ、地域の実情を勘案しつつ、普及促進を図る。				幼児課
⑦	教育・保育施設の整備・改修	就学前児童に快適な教育・保育環境を提供できるよう、施設の普及・促進の方針に従って施設の整備及び改修等を図る。				子ども施設整備推進室
番号	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
④	保育所等の受入確保量 ①1号認定 1,895人 ②2号認定 1,101人 ③3号認定 (0歳) 190人 ④3号認定 (1・2歳) 674人	①1,725人 ②1,162人 ③205人 ④704人	①1,725人 ②1,162人 ③211人 ④728人	①1,725人 ②1,162人 ③201人 ④738人	①1,725人 ②1,162人 ③201人 ④738人	

番号	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑤	①保育人材就職 フェア来場者 35名	①40名	①40名	①40名	①40名
	②保育人材市内 就職者 15名	②18名	②18名	②18名	②18名
	③保育施設見学 ツアー参加者 5名	③7名	③7名	③7名	③7名
⑥ ⑦	(仮称)岡山こども 園の開園	(仮称)桐原東こども 園の開園	老蘇こども園増 改築による乳児 受け入れ		

【 主な取組 】★：法定事業

- ★子育て短期支援事業（子ども家庭相談室）
- ★ファミリー・サポート・センター事業（子ども支援課）
- ★一時預かり事業（子ども支援課、幼児課）
- ★延長保育事業（幼児課）
- ★病児保育事業（幼児課）
- ★多様な主体の参入促進事業（幼児課）
- 教育・保育施設及び地域型保育事業者の相互連携の推進（幼児課）

施策（４）子どもの健全育成・・・・・・・・

すべての就学児童に対し、多様な放課後の居場所を提供します。また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携等について検討します。

【重点取組と目標】 ★：法定事業

番号	重点取組	取組内容				担当課
⑧	放課後子ども総合プラン	すべての就学児童に対し、放課後の居場所づくりを総合的に提供するための計画を策定する。				生涯学習課
⑨	放課後子ども教室	利用可能な教室（余裕教室）等を活用し、児童の学習・体験・交流の場を提供する。また、放課後児童クラブとの連携を進める。				生涯学習課
⑩	★放課後児童健全育成事業	「第5章教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期」に定める確保方策に従い、適切な遊び及び生活の場を提供する。				子ども支援課
番号	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
⑧	放課後子ども総合プラン策定	プラン実施と進捗管理	→			
⑨	放課後子ども教室実施校数 5校	7校	10校	12校	12校	
⑩	放課後児童クラブ受入確保量 1,340人	1,340人	1,340人	1,340人	1,340人	

【主な取組】

- 青少年活動団体への支援（生涯学習課）
- 子ども会育成者連合会活動（生涯学習課）
- 絵本・てあそび・わらべうたのおはなし会（図書館）
- 啓発活動の推進（生涯学習課）
- 青少年問題協議会（生涯学習課）
- 青少年補導・街頭指導（生涯学習課）

基本目標Ⅱ 親と子の心と体の健康づくり

施策（１）妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実・・・・・・・・

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、妊娠・出産・新生児期を通じ、医療機関・母子保健分野の連携を深め、切れ目のない支援を行います。

また、健康診査や相談を通して、疾病や支援の必要な発達特性の早期発見と親子の健康維持に関する取組を進め、きめ細やかに育児不安の軽減を図ります。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容				担当課
⑪	産前産後サポート事業・産後ケア事業	医療機関や助産師等と連携して、妊娠期から生後1歳未満の子をもつ親に対して支援を実施し、育児不安の早期解消を図る。				健康推進課
番号	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
⑪	産後、退院してから1か月程度の支援の満足度 80% (H30 : 79.3%)	83%	86%	88%	90%以上	

【主な取組】★：法定事業

- ★妊婦健康診査（健康推進課）
- ★乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（健康推進課）
- 不妊、不育症治療等への支援（健康推進課）
- 乳幼児健診（健康推進課）
- う歯予防事業（健康推進課・幼児課）
- 小児期における生活習慣病予防対策（学校教育課（健康推進課））
- 予防接種事業（健康推進課）

施策（２）食育の推進・・・・・・・・

心身ともに成長する学齢期において、正しい知識と望ましい生活習慣を身につけることができるよう食育を推進して、子どもの健全な発育と成長、健康づくりを支援します。

また、地産地消の取組を通じて地域や環境問題への意識も高めます。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容				担当課
⑫	正しい食習慣の啓発 (食育教室等)	子どもや子育て家庭（妊産婦等を含む）に対し、食事と健康との関係、食事マナー等について啓発し、「食を選ぶ力」、「食べる力」の育成を図る。				子ども支援課 幼児課 学校教育課 学校給食 センター 健康推進課
番号	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	
⑫	幼・保・こども園 食育実施回数維持 106回以上	106回以上	106回以上	106回以上	106回以上	
	小・中学校 食育授業 実施回数維持 133回	133回	133回	133回	133回	
	①啓発紙の配布 11回／年 ②給食残食量の 前年からの減少 (H30実績) ・幼稚園21g ・小学校16g ・中学校46g	①11回／年 ②前年より減少	①11回／年 ②前年より減少	①11回／年 ②前年より減少	①11回／年 ②前年より減少	
		アンケート結果 の向上（3年1回） 朝食を欠食する 子どもの割合 保・幼0.9% 小学生2.3% 中学生6.0%			アンケート結果 の向上 保・幼0% 小学生0% 中学生3.0%	

【主な取組】

- 地域特性を活かした地産地消の推進（農業振興課、幼児課、学校教育課、学校給食センター）

施策（3）思春期保健対策の充実・・・・・・・・

思春期の保健対策として、性や性感染症等に関する正しい知識の普及を図ります。

また、性に関する教育や思春期保健に対する、教職員の資質向上を図ります。

【 重点取組と目標 】

番号	重点取組	取組内容				担当課
⑬	小・中学生や保護者に向けた正しい知識の普及・相談	妊娠前前から、性や性感染症、出産適齢期等、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図る。学校では個別指導の充実も図る。				健康推進課 学校教育課
番号	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
⑬	性に関する授業の実施校数維持 16校（全小中学校）	16校（全小中学校）	16校（全小中学校）	16校（全小中学校）	16校（全小中学校）	

【 主な取組 】

- 養護教諭研修会（学校教育課）

施策（４）医療の充実及び医療と保健の連携・・・・・・・・

安心して妊娠、出産期を過ごせるよう、周産期医療、保健対策の充実を図ります。

また、必要なときに適切な治療を受けることができるよう、小児医療、小児救急医療の体制強化を図ります。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容				担当課
⑭	医療・保健ネットワークの整備	地域ケア会議等の実施により医療・保健の連携に関する課題整理と課題解決に向けた取組を進める。				健康推進課
番号	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	
⑭	ネットワーク構築を目的とした地域ケア会議の開催回数 1回	2回	2回	2回	2回	

【主な取組】

- 周産期医療の充実（総合医療センター）
- 病診連携の促進（総合医療センター）
- 小児救急医療（総合医療センター）

基本目標Ⅲ 子どもが健やかに成長するための教育・保育環境の整備

施策（１）次代の親の育成・・・・・・・・

これから親になっていく人たちが、子どもを産み育てることに、喜びや楽しみを感じることができるよう、啓発を進めます。

また、子育てについて学ぶ機会を提供し、家庭の子育て力、教育力を強化する支援や環境づくりを進めます。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容				担当課
⑮	家庭教育支援	子育てサロンや講座を開催し、保護者同士や家庭教育支援員との交流の機会を設けることで、家庭教育の支援を行う。				生涯学習課
番号	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
⑮	家庭教育支援チームの設置 9校	10校	10校	10校	10校	

【主な取組】

- 赤ちゃんとのふれあい交流（子ども支援課）
- 乳幼児とのふれあい（学校教育課）

施策（２）子どもの力を伸ばす教育・保育環境の充実・・・・・・・・

教育・保育の場において、子どもたちの確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成に向けた取組を推進します。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容	担当課		
⑯	効果的な研修システムの構築	公私立を問わず、幼稚園教諭や保育士の研修を整理・体系化し、効果的な研修システムの構築を行い、人材育成を図る。	幼児課		
⑰	小・中学校外国語活動推進事業	ALT（アシスタント・ランゲージ・ティチャー）の人員維持および教員の指導力向上による、英語力の向上と国際理解教育の充実を図る。	学校教育課		
⑱	ふるさと学習	近江八幡市第1次総合計画「人がつながり 未来をつむぐ『ふるさと近江八幡』」および近江八幡市教育大綱「『子ども』が輝き 『人』が学び合い ふるさとに愛着と誇りをもち 躍動する 元気なまち 近江八幡」を実現するために、各校園において特色ある教育活動を推進する。	学校教育課 図書館		
⑲	読書活動の推進	図書館見学や職場体験等を通じ、読書への興味及び学ぶ意欲の向上をめざし、図書館教育の充実を図る。	学校教育課 図書館		
⑳	「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」の推進	生涯にわたり心身ともに健康に生きるため「早寝・早起き・あさ（あいさつ）・し（食事）・ど（読書）・う（運動）」運動を学校・地域・家庭で引き続き推進していく。	幼児課 学校教育課		
番号	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑯	幼・保・こども園 キャリアステージ 研修実施 各ステージ2回	各ステージ3回	完全実施・検証	完全実施・検証	完全実施・検証
⑰	外国語授業数 ①小学校低学年 10時間 (H30:10時間) ②小学校中学年 35時間 (H30:15～20時間) ③小学校高学年 70時間 (H30:50時間) ④中学校 140時間 (H30:140時間)	① 10時間 ② 35時間 ③ 70時間 ④ 140時間	① 10時間 ② 35時間 ③ 70時間 ④ 140時間	① 10時間 ② 35時間 ③ 70時間 ④ 140時間	① 10時間 ② 35時間 ③ 70時間 ④ 140時間

番号	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑮	①ふるさと学習 実施回数維持 学期に1回以上 ②保幼小中連携 の機会維持 年間1回以上	①学期に1回以上 ②年間1回以上	①学期に1回以上 ②年間1回以上	①学期に1回以上 ②年間1回以上	①学期に1回以上 ②年間1回以上
	図書館を通じてふる さとを学ぶ機会 の増加 ①図書館デジタル アーカイブのア クセス件数 (H30:82,050件) ②図書館を使った 調べる学習コン クルの応募数 (R1:14件) 前年度比 100%以上	①② 前年度比 100%以上	①② 前年度比 100%以上	①② 前年度比 100%以上	①② 前年度比 100%以上
⑰	児童図書貸出冊数 H30:235,508冊 前年度比 100%以上	前年度比 100%以上	前年度比 100%以上	前年度比 100%以上	前年度比 100%以上
⑳		アンケート結果の 向上(3年に1回) 前回H30結果 ①10時までに寝る 小学校 77.7% 11時までに寝る 中学校 54.4% ②7時までに起き る 小学校 98.4% 中学校 85.7% ③家族にすすんで あいさつする 小学校 62.5% 中学校 58.0% ④朝食を毎日食べ る 小学校 92.2% 中学校 81.0% ⑤30分以上読書す る 小学校 65.3% 中学校 58.3% ⑥1時間以上運動 する 小学校 59.5% 中学校 58.1% (部活含む) (中3引退時期)			アンケート結果 の向上

【 主な取組 】

- 幼・保・小職員の合同研修の充実（幼児課、学校教育課）
- 乳幼児と児童・生徒との交流活動の推進（幼児課）
- 公開保育の実施（幼児課）
- 保育所・幼稚園・認定こども園と小学校・中学校との連携（幼児課、学校教育課）
- 外国語対応教育相談（学校教育課）
- 情報システムの推進（学校教育課）
- 院内学級（学校教育課）
- 地域体験学習（学校教育課）
- 人権保育・教育の推進（幼児課、学校教育課、生涯学習課）
- 学校保健を語る会（保健文化賞を含む）（学校教育課）
- いじめ対策総合支援事業（学校教育課）
- 校舎等の施設整備（教育総務課）
- 園児・児童・生徒の安全・安心対策（子ども支援課、幼児課、学校教育課）
- 通学区域弾力化制度の推進（教育総務課（幼児課、学校教育課））
- 教職員の資質向上のための研修会（学校教育課、教育研究所）
- 学校評議会（学校教育課）
- 幼稚園評議会（幼児課）
- 巡回支援専門員整備（発達支援課・幼児課）
- 消費者教育推進事業（人権・市民生活課（消費生活センター））

施策（3）健やかな心身の育成

児童・生徒の不登校・いじめ・問題行動等について、相談活動を充実するとともに、子ども自身からの相談が受け入れやすいような配慮を行い、子どもをサポートしていきます。

また、多様な体験の場や学びの機会を提供し、子どもの力を伸ばす取組を充実させます。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容				担当課
①	教育相談活動 「相談室1・2」	【相談室1】教育相談室において、電話・面談による不登校・いじめ・問題行動に関する相談を行い、必要時は、学校や専門機関と連携をとり、支援を行う。 【相談室2】臨床心理士によるカウンセリングやプレイセラピー等の心理療法や心理検査を実施する。				教育研究所
番号	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①	支援の必要な対象者に適切な相談等を実施	—————▶				

【主な取組】

- 文化芸術活動の推進（文化観光課）
- 体験学習・教室の実施（文化観光課）
- 適応指導教室（教育研究所）
- ホームスタディー制度事業（教育研究所）
- スポーツ少年団活動支援（生涯スポーツ課）
- スポーツ教室・大会（生涯スポーツ課）
- 自殺対策計画に基づく心の健康に関する啓発（健康推進課）

施策（４）家庭や地域の教育力の向上・・・・・・・・

家庭・地域が学校と協働して、地域と学校の教育力を向上させ、子どもたちの豊かな成長を一体となって支えます。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容				担当課
⑳	コミュニティ・スクール推進事業	市内の公立幼稚園、小学校、中学校に学校運営協議会を設置し、「コミュニティ・スクール」とする。学校と地域住民が協働して学校と地域の教育力を高める。				生涯学習課
番号	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
㉑	学校運営協議会 設置校数 13校	21校	21校	21校	21校	

【主な取組】

- 中央公民館講座（生涯学習課）
- ブックスタート事業（図書館）
- 人権保育・教育の啓発・推進事業（幼児課、生涯学習課）
- 緑のカーテン事業（環境課）
- 地域活動体験（学校教育課）
- PTA連合会活動（生涯学習課）

施策（５）子どもを取り巻く有害環境対策の推進・・・・・・・・

子どもを取り巻く環境は複雑化・多様化しており、これらの有害環境への対策を行いつつ、喫煙や薬物乱用が心身に与える影響について指導を進めていきます。

また、携帯電話やネット犯罪予防対策として、関係機関と連携し、適切な取扱い方法を啓発していきます。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容				担当課
⑳	携帯電話・ネット犯罪予防対策 スマホ・SNS等の適切な使用に関する学習	PTAや警察等関係機関と連携を取りながら、アンケート等で携帯電話の使用状況等を把握し、講演会・チラシ等によりIT機器の健全な取扱いを啓発する。				学校教育課
番号	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
㉑	研修等の実施回数維持 全小中学校で 年1回以上	全小中学校で 年1回以上	全小中学校で 年1回以上	全小中学校で 年1回以上	全小中学校で 年1回以上	

【主な取組】


- たばこ・アルコール・薬物対策（学校教育課）

基本目標Ⅳ 子どもを安全に、安心して育てられるまちづくり

施策（１）良好な居住環境の確保・・・・・・・・

誰もが安心して、楽しく子どもを育てられるまちづくりを推進するため、公園や居住環境等の計画的な整備を進めます。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容				担当課
⑭	公園等の整備	子ども・子育て家庭を含めた市民が利用できる公園の整備や、憩いの空間づくりを計画する。				公園課
番号	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
⑭	サッカー場の整備	グラウンドゴルフ場、児童遊戯場の整備 健康ふれあい公園のグランドオープン	健康ふれあい公園へのアクセス道路の完成	民間の住宅開発に伴う公園等の設置を含め、良好な住居環境の整備を図る。 また、老朽化が進行する都市公園施設の長寿命化等、既存の都市公園の再編をめざす。		

【主な取組】

- 公園遊具等の安全確保（公園課）
- 公営住宅に関する情報提供（住宅課）
- 住居確保給付金（福祉暮らし仕事相談室）

施策（２）安全・安心な環境の整備・・・・・・・・

安全・安心な子育て環境をめざし、通学路の安全対策、交通環境の整備、防犯・防災対策等を実施します。

【 重点取組と目標 】

番号	重点取組	取組内容				担当課
⑳	歩道・通学路の安全対策	歩道のバリアフリー化や通学路対策として危険な箇所改善等を行い、安全を確保する。 また、まちづくり協議会等から情報収集した箇所について、学校、警察・県東近江土木事務所・市交通政策課等関係機関が合同点検を実施し、点検結果を受けて安全対策会議を開く。				土木課 学校教育課
㉑	安心安全メール配信事業	事件や不審者情報について、連絡体制網「タウンメール」により伝達する。				人権・市民生活課
番号	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
⑳	関係機関との通学路の合同点検を年1回実施	—————▶				
㉑	タウンメール登録者数 11,500人	12,000人	12,500人	13,000人	13,500人	

【 主な取組 】

- 赤ちゃんの駅事業（子ども支援課）
- 市民バス（あかこんバス）運営事業（交通政策課）
- スクールガード（学校教育課）
- 交通安全教室（幼児課、学校教育課）
- 「子ども110番」の家の登録設置・推進（生涯学習課）
- 災害時・避難行動要支援者における対策（危機管理課、福祉政策課）
- キッズゾーン等園外活動時の交通安全対策（幼児課）

施策（3）経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の助成や児童手当等の施策を実施します。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容				担当課
⑳	子ども医療費助成	小学校・中学校就学児の通院・入院医療費の負担金（保険診療に限る）を助成する ※平成31年4月より通院医療費の現物給付開始（所得制限有り）				保険年金課
番号	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
㉑	医療費助成総額 153,908千円	152,369千円	150,845千円	149,337千円	147,843千円	

【主な取組】

- 乳幼児医療費助成（保険年金課）
- 児童手当支給（子ども支援課）
- 保育所・幼稚園保育料の減免措置（幼児課）
- 助産制度（子ども支援課）

基本目標Ⅴ 仕事と生活の調和の支援

施策（１）家庭と仕事の両立支援・・・・・・・・

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や「働き方改革」についての周知・啓発を行い、家庭と仕事が両立できる環境づくりに向けて取り組めます。

また、子育てへの父親参加を促進するため、学習の場やきっかけづくりに取り組めます。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容				担当課
⑳	事業所への啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて関係団体等と連携して、企業力強化の位置づけによる啓発を行い、働き方の見直しを推進する。				商工労政課
㉑	男性の子育て参加への啓発	男性の育児参加を後押しするための啓発を行う。				子ども支援課
番号	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	
⑳	ワークライフバランスや働き方改革に関する事業所対象セミナーの受講者 前年度比100%以上 (H30：13人)	前年度比 100%以上	前年度比 100%以上	前年度比 100%以上	前年度比 100%以上	
㉑	男性の子育て参加を啓発する取組 ①啓発冊子「育パパ手帳」 発行年1回 ②子育てフェスタへの父親参加数 前年度比100%以上 (H30：41人)	①年1回 ②前年度比 100%以上	①年1回 ②前年度比 100%以上	①年1回 ②前年度比 100%以上	①年1回 ②前年度比 100%以上	

【主な取組】

- 学習機会や情報の提供（人権・市民生活課）
- 就労に関する相談（商工労政課）
- 指導者用・児童生徒用教材の配布（人権・市民生活課）
- 優良企業の取組紹介（子ども支援課）
- 市民への啓発（子ども支援課）

基本目標Ⅵ

きめ細やかな関わりを必要とする子ども・家庭への支援

施策（１）児童虐待防止対策の充実・・・・・・・・

虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分提供できるよう、各機関の連携を図るとともに、子ども家庭総合支援拠点の整備を見据え、体制の強化を図ります。

また、子どもに関わる様々な機関や地域、子どもや保護者を含む市民全体に対し、児童虐待防止の啓発活動を行います。

【重点取組と目標】 ★：法定事業

番号	重点取組	取組内容	担当課		
③①	近江八幡市要保護児童対策地域協議会	関係機関等と連携・協働して、児童虐待の未然防止、早期発見及び児童虐待を受けた児童への迅速かつ適切な対応を行うための情報の共有及び対応策等の検討を行う。また、虐待防止に関する啓発を行う。	子ども家庭相談室		
③①	★養育支援訪問事業 (専門的相談支援・育児家事援助)	「第5章教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期」に定める確保方策に従い、子育て不安等養育上の課題を抱える家庭に対して家庭訪問支援を行うことで、育児の負担感の軽減、養育の安定、虐待防止を図る。	子ども家庭相談室		
		「第5章教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期」に定める確保方策に従い、健やか親子21計画と緊密な連携をとりながら、必要な対象者に漏れなく支援が提供できるよう体制の整備に努める。	健康推進課		
③②	子ども家庭相談室事業	電話・窓口相談や家庭訪問等を行う。また虐待通告後、各関係機関と連携しながら対応・支援を行うとともに、相談窓口の周知、虐待防止の啓発活動を行う。	子ども家庭相談室		
番号	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③①	虐待防止研修 回数・参加人数 ①学校関係者向け 4回・100人 ②関係機関向け 2回・60人 ③保護者向け 3回・60人 ④市職員向け 2回・70人 ⑤児童生徒向け 1回・30人	①②③④⑤ 前年度比 100%以上 上記以外を対象 とした研修の実 施	→		

番号	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③①	養育支援訪問人数 ①専門的相談支援 15人 ②育児家事支援 10人	①15人 ②15人	①15人 ②20人	①15人 ②25人	①15人 ②30人
③②	支援の必要な対象 者に適切な相談等 を実施				

施策（２）ひとり親家庭の自立支援の推進・・・・・・・・

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県の制度に基づき、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容				担当課
③③	母子・父子自立支援体制の整備（総合的・包括的な相談支援）	自立に必要な情報提供、相談指導、就労支援等総合的な支援を行う。個々の状況やニーズに応じて自立に向けたサポートを行い、相談支援の充実・強化を図る。				子ども家庭相談室
番号	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	
③③	支援の必要な対象者に適切な相談等を実施	—————▶				

【主な取組】

- 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業（子ども家庭相談室）
- 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業（子ども家庭相談室）
- 関係機関との連携強化（子ども家庭相談室）
- 児童扶養手当の支給（子ども支援課）
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付（子ども家庭相談室）
- ひとり親家庭の医療費助成（保険年金課）

施策（３）障がい児施策の充実 ● ● ● ● ● ● ●

心身に障がいのある子どもが地域で安心して暮らせるように、その家庭の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容				担当課
③④	児童発達支援事業の充実	発達障がい児の増加に対応した、事業の利用枠の確保や実施日の拡大等を推進する。				発達支援課
③⑤	保育所等訪問支援事業の充実	障がい児が集団生活を営む保育所・幼稚園等に支援員が訪問し、対象児への専門的な訓練等と保育士等のスタッフへの支援指導等を行い、インクルーシブ環境における専門支援の提供を推進する。				発達支援課
③⑥	ペアレントプログラム、ペアレント・メンター事業	障がい児を持つ親を支えながら、親としての育ちを支援する。各種講座の開設・充実を推進する。				発達支援課
③⑦	障害児相談支援事業の実施	障がい児の、適切な通所サービス利用をコーディネートする相談員、支援員の充実、事業の促進を図る。				発達支援課
③⑧	子ども期の生活支援の充実	市行政責務として市行政が主体的に、各種生活支援のサービス提供体制の基盤整備や地域生活支援事業の充実、支援の質の向上を図る。				障がい福祉課
番号	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
③④	ひかりの子 利用待ち0	利用待ち0	利用待ち0	利用待ち0	利用待ち0	
③⑤	保育所等訪問支援を必要とする対象者に適切な支援を提供	—————▶				
③⑥	①障がい児の保護者対象研修参加率 ②メンター研修の参加率 対象者の50%以上	前年度比 100%以上	前年度比 100%以上	前年度比 100%以上	前年度比 100%以上	

番号	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③⑦	障害児支援利用 計画を必要とする 対象者に適切に 計画を作成				
③⑧	第一期障がい児 福祉計画に定める サービス利用者数 (実人数) 児童発達支援 179人 医療型児童発達 支援16人 放課後等デイサ ービス190人 保育所等訪問支 援54人 障害児相談支援 686人	第二期障がい児 福祉計画に基づく 目標値(利用人数)	第二期障がい児 福祉計画に基づく 目標値(利用人数)	第二期障がい児 福祉計画に基づく 目標値(利用人数)	第三期障がい児 福祉計画に基づく 目標値(利用人数)

【 主な取組 】

- 保健・医療の充実（健康推進課、障がい福祉課）
- 発達相談・発達検査の充実（発達支援課）
- 支援体制整備と支援者の資質向上（子ども支援課、幼児課）
- 特別支援教育の充実（学校教育課）
- 障がい理解の促進（障がい福祉課）
- 障がい児の家族を含めたトータル支援の推進（親・兄弟姉妹・家庭）（発達支援課）
- 将来を意識した学齢期の支援の充実（学校教育課）
- 余暇や自立をめざした支援の充実（障がい福祉課、生涯スポーツ課）
- 雇用・就労の推進（障がい福祉課、商工労政課）
- 医療的ケアの必要な児童の受入れ（幼児課）

施策（４）外国人住民への子育て支援の充実・・・・・・・・

言葉や文化の違いやコミュニケーション不足から生じる問題に対して、円滑かつ適正な行政サービスを提供できるよう、施策の充実や環境整備に努めます。

また、文化の異なる子どもたちが、地域のなかで交流し、様々な国や文化を知り、認め合う機会をつくります。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容				担当課
③⑨	適切な行政情報の提供	日本語の理解や日本の生活習慣についての知識が不十分な外国人住民が、円滑かつ適正な行政サービスを受けられるよう、資料「やさしい日本語」等を使って、施策の充実や環境整備に努める。				まちづくり協働課
番号	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
③⑨	①窓口等対応（通訳）件数 650件 ②翻訳件数 80件	①通訳650件 ②翻訳 90件	①通訳650件 ②翻訳100件	①通訳650件 ②翻訳100件	①通訳650件 ②翻訳100件	

【主な取組】

- 多文化共生教育の推進（まちづくり協働課、幼児課、学校教育課）
- 地域住民としての主体性の発揮促進（まちづくり協働課）

施策（５）子どもの貧困対策の推進 ●●●●●●●●

子どもを貧困の連鎖から断ち切り、将来の自立した生活を確保するため、家庭の状況に左右されることなく、子どもの学びが保障されるよう支援します。


また、子どもの就学支援等、経済的な困窮家庭に対する支援の充実を図ります。

【重点取組と目標】

番号	重点取組	取組内容				担当課
④⑩	学習支援事業	生活困窮世帯等の中学生を対象に、定期的な学習会を開催し、基礎学力向上及び学習習慣・生活習慣の定着を図る支援を実施することにより、公立高校への進学等をめざすとともに、高校中退を防止する。				福祉暮らし 仕事相談室
番号	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
④⑩	支援の必要な対象者に適切な学習支援を実施	—————→				

【主な取組】★：法定事業

- ★実費徴収に係る補足給付を行う事業（幼児課）
- 児童・生徒就学援助費制度（学校教育課）



第5章 教育・保育の量の見込みと
確保方策、実施時期

1 提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、施設の整備状況や利用状況等により教育・保育提供区域を定めることとしています。



平成30年3月に策定した「近江八幡市子ども・子育て支援事業計画<中間見直し>」では、この教育・保育の提供区域について、就学前児童数や施設立地のバランス等を考慮するとともに、居住する中学校区域以外の施設を利用している実態も踏まえ、全市で待機児童の解消に取り組むため、「全市1区」と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、全市を提供区域とします。

また、地域子ども・子育て支援事業については、事業の性質や実施状況を踏まえ、以下を各事業の提供区域としています。

事業名		提供区域
教育・保育事業		全市1区
地域子ども・子育て支援事業	1. 利用者支援事業	全市1区
	2. 地域子育て支援拠点事業	中学校区
	3. 妊婦健康診査事業	全市1区
	4. 乳児家庭全戸訪問事業	全市1区
	5. 養育支援訪問事業	全市1区
	6. 子育て短期支援事業	全市1区
	7. ファミリー・サポート・センター事業	全市1区
	8. 一時預かり事業	全市1区
	9. 延長保育事業	全市1区
	10. 病児保育事業	全市1区
	11. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区
	12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業	全市1区
	13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	全市1区

2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、年々減少傾向で推移すると予測されています。

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	672	665	658	648	639
1歳	672	693	685	678	668
2歳	695	677	698	690	683
3歳	694	688	670	691	683
4歳	789	692	686	669	689
5歳	795	783	687	682	665
6歳	805	793	781	685	680
7歳	816	806	794	782	686
8歳	801	815	805	793	781
9歳	810	798	812	802	790
10歳	795	808	796	810	800
11歳	841	798	811	799	813

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保方策を定めました。

■全市域での確保方策

【令和2年度】

単位：人

	令和2年度			
	1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳
児童数（推計）	2,278		672	1,367
量の見込み（A）	1,077	1,201	128	669
確保方策（B）	1,895	1,101	190	674
過不足（C）＝（B）－（A）	818	▲100	62	5

【令和3年度】

単位：人

	令和3年度			
	1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳
児童数（推計）	2,163		665	1,370
量の見込み（A）	1,001	1,162	127	686
確保方策（B）	1,725	1,162	205	704
過不足（C）＝（B）－（A）	724	0	78	18

【令和4年度】

単位：人

	令和4年度			
	1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳
児童数（推計）	2,043		658	1,383
量の見込み（A）	925	1,118	126	711
確保方策（B）	1,725	1,162	211	728
過不足（C）＝（B）－（A）	800	44	85	17

【 令和5年度 】

単位：人

	令和5年度			
	1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳
児童数（推計）	2,042		648	1,368
量の見込み（A）	904	1,138	123	729
確保方策（B）	1,725	1,162	201	738
過不足（C）＝（B）－（A）	821	24	78	9

【 令和6年度 】

単位：人

	令和6年度			
	1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳
児童数（推計）	2,037		639	1,351
量の見込み（A）	882	1,155	121	738
確保方策（B）	1,725	1,162	201	738
過不足（C）＝（B）－（A）	843	7	80	0

【 今後の方向性 】

1号認定については、「量の見込み」について対応可能なことから、既存施設（幼稚園及び認定こども園の1号部分）での対応により、確保に努めます。

2号及び3号認定については、2園の認定こども園（岡山小学校区に1園、桐原東小学校区に1園）の施設整備、老蘇こども園の乳児受け入れのための増改築及び既存施設の定員の変更による定員増を図り、確保に努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

【概要】

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報集約、保護者からの相談に応じ、適切な支援を選択し、円滑な利用につなげるための情報提供・助言、関係機関との連絡調整等を実施します。

【現状】

平成27年度より、基本型（子育てに関する身近な場所での寄り添い型支援）及び母子保健型（母子保健や子育てに関する保健師等による専門的な相談・支援）の事業を実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置箇所数	2	2	2	2

【量の見込みと確保方策】

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3	3	3	3	3
基本型・特定型	2	2	2	2	2
母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策	3	3	3	3	3
基本型・特定型	2	2	2	2	2
母子保健型	1	1	1	1	1

【今後の方向性】

令和元年度に開設した基本型を含む、基本型2か所と母子保健型1か所において、妊娠期から子育て期にわたる総合相談体制を充実させます。また、地域ケア会議の運営により、妊娠・出産・子育てに関する課題集約や関係機関とのネットワーク構築を推進していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

乳幼児親子が気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談等を実施します。

【 現状 】

下記の8施設で実施。

- ・子どもセンター 3か所（八幡、八幡東、八幡西）
- ・地域子育て支援センター 2か所（地域子育て支援センタークレヨン、安土子育て支援センター）
- ・つどいの広場 3か所（ほんわかの家八幡、ほんわかの家金田、あいあいの家）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用人数	30,429	24,220	25,981	23,789
実施箇所数	8	8	8	8

【 量の見込みと確保方策 】

■全市域での確保方策

単位：上段（人日）、下段（か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	22,311	22,098	22,353	22,049	21,734
確保方策	8	8	8	8	8

■中学校区での確保方策

単位：上段（人日）、下段（か所）

	八幡中学校区				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	9,450	9,257	9,555	9,362	9,186
確保方策	3	3	3	3	3

単位：上段（人日）、下段（か所）

	八幡東中学校区				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,522	3,528	3,516	3,481	3,457
確保方策	2	2	2	2	2

単位：上段（人日）、下段（か所）

	八幡西中学校区				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,351	4,454	4,359	4,315	4,249
確保方策	1	1	1	1	1

単位：上段（人日）、下段（か所）

	安土中学校区				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,988	4,859	4,923	4,891	4,842
確保方策	2	2	2	2	2

【 今後の方向性 】

市内8か所の施設の利用者数の増加に向けて取り組みます。また、経年による施設の老朽化等も踏まえ、市民に身近な場所での事業実施に向けて、あり方を検討していきます。

(3) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

妊婦の健康管理の向上を図るため、妊婦を対象とした個別健康診査の診査費の一部を公費負担します。

【 現状 】

すべての妊産婦に対し、14回分の公費負担を実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
検診回数（延べ）	9,614	8,882	8,663	8,635

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	9,408	9,310	9,212	9,072	8,946
確保方策	9,408	9,310	9,212	9,072	8,946

【 今後の方向性 】

妊婦の個別健康診査の費用として、引き続き14回分の公費負担を実施します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

概ね生後4か月までの乳児を持つ家庭を対象に、子育てに関する情報提供、乳児・保護者の心身の状況や養育環境を把握し、養育についての相談・助言・その他の援助を行うことを目的に、保健師・助産師が家庭を訪問し、必要な支援を行います。

【 現状 】

こんにちは赤ちゃん事業として、全戸訪問をめざして実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間訪問件数	664	665	655	661

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	672	665	658	648	639
確保方策	672	665	658	648	639

【 今後の方向性 】

産後の負担感が大きい生後2か月頃までに必要な相談・支援に繋がられるよう、妊娠からからの取組と連動しながら、乳児家庭への訪問を実施します。

(5) 養育支援訪問事業

【 概要 】

I) 養育支援訪問事業（専門的相談支援）

乳児家庭全戸訪問事業の結果に基づき、養育支援が必要な家庭に対し、専門的な相談・指導・助言、その他必要な支援を継続的に実施しています。

II) 養育支援訪問事業（育児家事援助）

要保護児童対策地域協議会において、要保護・要支援登録されている児童及び虐待リスクの高い家庭で育児支援の必要な家庭へ訪問し、支援を行っています。

【 現状 】

I) 養育支援訪問事業（専門的相談支援）

専門的な相談支援を継続的に実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象人数	14	15	9	10

II) 養育支援訪問事業（育児家事援助）

特定非営利活動法人子育てサポートおうみはちまんすくすくに委託し、事業を実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象人数	2	1	3	1

【 量の見込みと確保方策 】

I) 養育支援訪問事業（専門的相談支援）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	15	15	15	15	15
確保方策	15	15	15	15	15

II) 養育支援訪問事業（育児家事援助）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10	15	20	25	30
確保方策	10	15	20	25	30

【 今後の方向性 】

養育支援訪問事業の対象者を適切に把握するしくみを整え、出産後早期から、専門的な相談支援や育児サポートを継続的に実施し、育児負担の軽減や養育状況の改善を図ります。

(6) 子育て短期支援事業

【 概要 】

保護者が、疾病・疲労等、身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等、保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

【 現状 】

社会福祉法人ひかり会および社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会に委託し、事業を実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用人数	0	0	0	0
実施箇所数	0	2	2	2

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	58	56	55	54	54
確保方策	58	56	55	54	54
上段：利用人数					
下段：箇所数	2	2	2	2	2

【 今後の方向性 】

現在、2か所の市外の施設で実施しています。利用実績はありませんが、ニーズに対応できるよう、実施施設も含めた事業のあり方等について検討しながら、確保に努めます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

育児の援助を「行いたい人（提供会員）」と「受りたい人（依頼会員）」からなる相互援助活動について、連絡・調整を行うことにより子育て支援を実施します。

相互援助の内容は、保育施設への送迎や一時預かり等です。

【 現状 】

特定非営利活動法人子育てサポートおうみはちまんすくすくに委託し、事業を実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ申込人数	675	655	442	613
就学前児童	408	318	269	404
就学児童	234	311	158	205
病児・緊急対応強化事業	33	26	15	4

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	616	600	586	581	573
就学前児童	379	368	358	356	353
就学児童	218	214	210	207	203
病児・緊急対応強化事業	19	18	18	18	17
確保方策	616	600	586	581	573
就学前児童	379	368	358	356	353
就学児童	218	214	210	207	203
病児・緊急対応強化事業	19	18	18	18	17

【 今後の方向性 】

利用状況やニーズを踏まえ、ニーズが充足される確保の内容を維持していきます。

また、引き続き活動件数の増加に向けて、会員数の増加や活動内容の充実を図りながら確保に努めます。

(8) 一時預かり事業

【 概要 】

I) 幼稚園での一時預かり事業

通常の教育時間後や長期休業期間中等に、希望する在園児を対象に保育を行う事業です。

II) 幼稚園以外での一時預かり事業

家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児について、一時的に保育を行う事業です。

【 現状 】

① 幼稚園での一時預かり事業（幼稚園型：在園児対象）

下記の5つの幼稚園、こども園で実施しています。

公立：馬淵幼稚園、武佐こども園、老蘇こども園

私立：近江兄弟社ひかり園、白鷺こども園

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用人数	7,020	7,922	11,159	6,972
1号認定による利用	7,020	7,922	11,159	6,972
2号認定による利用	0	0	0	0

② 幼稚園以外での一時預かり事業（一般型等）

以下の施設で実施しています。

余裕型：あいアイランド

この事業と類似の事業として、「ファミリー・サポート・センター」と「あいの家」にて一時預かりを実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用人数	435	336	377	440

【 量の見込みと確保方策 】

① 幼稚園での一時預かり事業（幼稚園型：在園児対象）

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	8,540	8,109	7,659	7,655	7,636
1号認定による利用	8,540	8,109	7,659	7,655	7,636
2号認定による利用	0	0	0	0	0
確保方策	8,540	8,109	7,659	7,655	7,636
1号認定による利用	8,540	8,109	7,659	7,655	7,636
2号認定による利用	0	0	0	0	0

② 幼稚園以外での一時預かり事業（一般型等）

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	713	701	690	688	685
確保方策	772	761	751	749	746
一般型	300	300	300	300	300
余裕型	72	72	72	72	72
あいあい	21	21	21	21	21
ファミサポ	379	368	358	356	353

【 今後の方向性 】

幼稚園での一時預かり事業については、計画期間の「量の見込み」が現状値を上回っているため、預かり保育の受け入れ人数の拡充による確保に努めます。

幼稚園以外での一時預かり事業については、計画期間の「量の見込み」が現状値を上回っていますが、令和元年度に開設した一般型を含む、既存の施設で対応をしていきます。

(9) 延長保育事業

【 概要 】

保護者の就労形態の多様化に伴う、保育時間の延長に対する需要に対応するため、通常の保育時間を超えて保育所等で児童を預かる事業です。

【 現状 】

市内の保育所等の多くで30分～2時間の延長保育を実施しています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間利用実人数	1,052	802	743

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,022	994	967	961	954
確保方策	1,022	994	967	961	954

【 今後の方向性 】

市内の保育所等の多くで延長保育を実施しており、既存施設での対応により、確保に努めます。

(10) 病児保育事業

【 概要 】

保育所、こども園長時部等に在籍している児童を、病気のために集団で保育を受けることが困難な期間において、病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業です。

【 現状 】

西川小児科医院に委託し実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用人数	413	407	431	571

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	531	516	502	499	495
確保方策	952	952	952	952	952

【 今後の方向性 】

ニーズに適切に対応しつつ、各年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

また、既存施設の対応件数の今後の見込みや実施施設の拡充の可能性等について検討しながら、確保に努めます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【 概要 】

保護者が就労または疾病等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後や長期休暇中等に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

沖島小学校区を除くすべての小学校区を基本的な提供区域とし、29か所の放課後児童クラブが事業を実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数	811	881	990	1,082
定員	825	903	1,011	1,051

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	小学校区計				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,255	1,236	1,244	1,180	1,140
低学年	848	841	850	795	759
高学年	407	395	394	385	381
確保方策	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340

■小学校区での確保方策

単位：人

	八幡小学校区				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	197	189	185	172	161
低学年	127	118	108	98	95
高学年	70	71	77	74	66
確保方策	265	265	265	265	265

単位：人

	島小学校区				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	18	13	13	14	9
低学年	11	11	9	9	5
高学年	7	2	4	5	4
確保方策	44	44	44	44	44

単位：人

	沖島小学校区				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
低学年	0	0	0	0	0
高学年	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

単位：人

	岡山小学校区				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	145	147	136	127	119
低学年	102	103	92	80	72
高学年	43	44	44	47	47
確保方策	130	130	130	130	130

単位：人

	金田小学校区				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	267	264	260	255	254
低学年	159	157	154	148	148
高学年	108	107	106	107	106
確保方策	254	254	254	254	254

単位：人

	桐原小学校区				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	192	183	184	176	177
低学年	128	127	138	133	132
高学年	64	56	46	43	45
確保方策	224	224	224	224	224

※確保方策のうち一部は、旧桐原コミュニティセンターを暫定的に利用。

単位：人

	桐原東小学校区				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	74	75	80	76	74
低学年	52	54	61	56	53
高学年	22	21	19	20	21
確保方策	90	90	90	90	90

単位：人

	馬淵小学校区				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	36	34	42	37	39
低学年	32	29	36	30	31
高学年	4	5	6	7	8
確保方策	38	38	38	38	38

単位：人

	北里小学校区				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	52	51	53	53	51
低学年	48	43	44	46	44
高学年	4	8	9	7	7
確保方策	45	45	45	45	45

単位：人

	武佐小学校区				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	52	53	53	51	43
低学年	40	41	42	40	33
高学年	12	12	11	11	10
確保方策	45	45	45	45	45

単位：人

	安土小学校区				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	190	186	191	177	172
低学年	120	122	123	117	110
高学年	70	64	68	60	62
確保方策	168	168	168	168	168

単位：人

	老蘇小学校区				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	32	41	47	42	41
低学年	29	36	43	38	36
高学年	3	5	4	4	5
確保方策	37	37	37	37	37

【 今後の方向性 】

放課後児童クラブについては必要な環境を整えるとともに、子どもの主体性を尊重した、よりよい生活の場となるよう、近江八幡市放課後児童クラブ運営ガイドライン等に基づき、質の向上に努めます。

放課後子ども教室との連携をめざすとともに、小学校の余裕教室の活用、特別な配慮を必要とする児童への対応等を検討しながら、地域の実情に応じた運営を行います。

また、放課後子ども総合プランの策定等を通じて、より一層の教育・福祉の連携のもと、総合的な放課後児童対策のあり方について検討を進めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

市が定めた保育料以外の教材費、園外活動等の行事費、給食費（幼稚園等）等の実費徴収に対して、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行います。

【 現状 】

本市において実施はしていません。幼児教育の無償化により制度が変わることも踏まえ、緊急性及び有効性を総合的に勘案して検討しています。

【 今後の方向性 】

幼稚園や保育所の保育料は、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては実費徴収（教材費、行事参加費等）等の上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。

本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。国が設定する対象範囲と上限額を基に、助成について検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【 概要 】

新たに運営を開始する認定こども園や小規模保育事業等の事業者に対し、巡回支援等を実施します。

【 現状 】

対象事業者に対し、巡回指導委員による巡回支援を実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	—	0	8	10

【 量の見込みと確保方策 】

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	11	12	12	12	12
確保方策	11	12	12	12	12

【 今後の方向性 】

新規参入施設等の事業者への支援を行う事業については、教育・保育の確保方策による需給の状態等を十分に把握し、検討を行います。

特別な支援が必要な子どもを受け入れる際の補助についても、国の制度の内容を踏まえて検討します。

5 教育・保育の一体的提供及び小学校との連携の推進

(1) 教育・保育の一体的提供

近年の社会情勢においては、共働き世帯が増えており、保護者の保育ニーズが年々増加しています。一方、保育ニーズと合わせて、幼稚園の教育に対する希望もあり、保育ニーズと未就学児の教育ニーズの双方に対応する、教育・保育の一体的な提供が求められています。

本市では、これらの教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持った認定こども園化に取り組み、より質の高い教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

(2) 教育・保育等の質の確保及び向上

幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、幼児教育・保育に関する専門的な知識・技能を持つ支援者と連携を図りながら、教育・保育及び子育て支援の質の確保及び向上に努めます。

(3) 小学校との連携の推進

就学前の教育・保育施設と小学校が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者と子ども発達センターが連携し、教育の連続性・一貫性を確保した、子どもに対する体系的な教育を推進します。

小学校との連携の推進においては、幼保小の連携を園・学校経営管理計画に位置付け、連絡会を開催するとともに、小学校へ滑らかな接続を図る学習活動の計画的な推進を図ります。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付を行います。



第6章

計画の推進

1 推進体制

本計画の分野は、福祉、保健、教育、労働、生活環境等広範囲にわたっています。そのため、関係各課、関係機関、団体、企業等が連携しながら、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。また、計画を推進していくためには、児童相談所等の行政組



織、民生委員児童委員協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携、地域の方たちの協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報提供を行い、市と各種団体、地域住民との連携を図ります。

また、学識経験者・公募委員等から構成される「近江八幡市子ども・子育て会議」及び児童福祉、教育、保健等の関係各課から構成される「少子対策推進本部」において、第4章の重点取組や第5章の子育て支援法に基づく法定事業の進捗状況の確認や対策検討、課題の検討等を進めていきます。

2 計画の広報・啓発

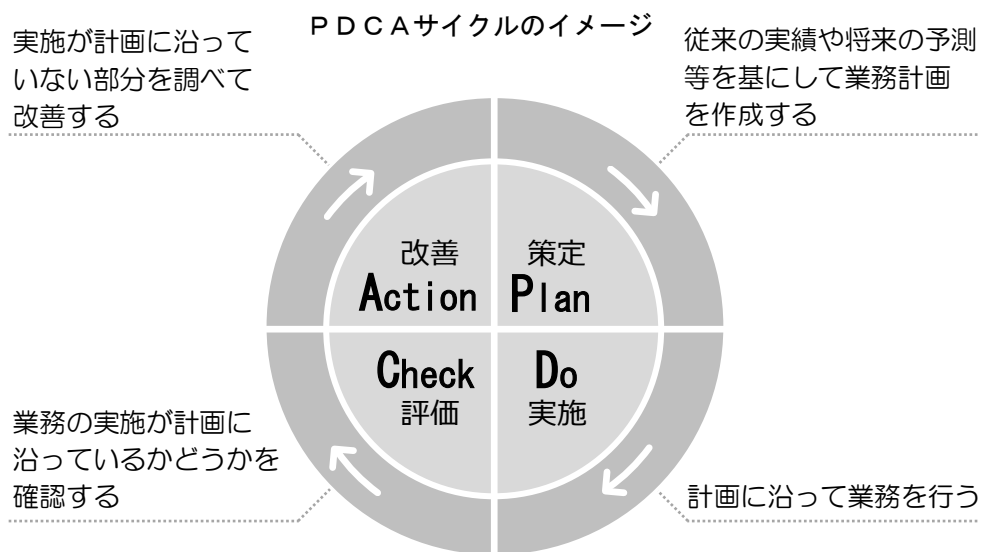
地域社会全体で、すべての子どもの育ちと保護者への支援を充実していくためには、市民や企業、関係団体の理解や協力、参画が不可欠です。市のホームページ、広報紙、パンフレット、SNS等を活用し、本計画について理解促進を図ります。

また、計画の進捗状況についても、結果を市ホームページ等により公表し、市民への周知を図ります。

3 進捗管理、評価・見直し

本計画を、理念だけのものに終わらせず、時流に対応した現実的な計画として推進していくため、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討する等、PDCA サイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進していきます。

本市では、以下の図のイメージに従い、子ども・子育て会議にて進捗管理や評価を行い、計画を推進していきます。





資料編

1 近江八幡市子ども・子育て会議 委員名簿

【平成30年度】 ◎:会長 ○:副会長（部会においては◎:部会長 ○:職務代理） 敬称略

委員の区分	部会	氏名	所属機関
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	支	◎中川 千恵美	大阪人間科学大学 人間科学部 教授
	◎支	竹下 秀子	追手門学院大学 心理学部 教授
	◎給	田中 裕喜	京都ノートルダム女子大学 現代人間学部 教授
市民の代表	支	中江 栄理香	公募委員
子どもの保護者の代表	支	寺田 久乃	【放課後児童クラブ代表】 近江八幡市学童保育連絡協議会
	給	元嶋 雅司	【保育所・認定こども園保護者代表】 近江八幡市保育協議会、公私立保育園（所）・こども園保護者会連合会
	給	深尾 昌一	【幼稚園保護者代表】 近江八幡市PTA連合会
	給	石塚 智子	【小学校保護者代表】 近江八幡市PTA連合会
子ども・子育て支援事業に従事する者	支	川橋 袖子	近江八幡市民生委員児童委員協議会
	支	榊原 かず子	【ファミリー・サポート・センター運営】 特定非営利活動法人子育てサポートおうみはちまんすくすく
	支	伊藤 左登美	【放課後児童クラブ運営】 NPO 法人はちまんキッズ
	○支	重野 弘樹	近江八幡市社会福祉協議会
	支	河村 加恵	近江八幡市子ども会育成者連合会
	支	杉本 僚子	【障がい児者当事者・当事者家族団体】 特定非営利活動法人近江八幡市手をつなぐ育成会
	給	福永 利明	【保育所・認定こども園長代表】 近江八幡市保育協議会
	給	大野 康記	【幼稚園長代表】 近江八幡市幼稚園長会
	給	佐野 淳子	【小・中学校長代表】 近江八幡市小中学校長会
その他市長が必要と認めるもの	給	○小西 ひとみ	近江八幡市蒲生郡医師会
	○給	久家 昌代	近江八幡市教育委員会
	支	前出 みずほ	【事業主代表】 近江八幡商工会議所
	給	見島 めぐみ	【事業主代表】 学校法人ヴォーリズ学園

<専門部会> 給：教育・保育給付部会、支：子ども・子育て支援部会

【令和元年度】 ◎:会長 ○:副会長（部会においては◎:部会長 ○:職務代理） 敬称略

委員の区分	部会	氏名	所属機関
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	支	◎中川 千恵美	大阪人間科学大学 人間科学部 教授
	○給	田中 裕喜	京都ノートルダム女子大学 現代人間学部 教授
	◎支	榎本 祐子	びわこ学院大学 教育福祉学部 講師
市民の代表	支	田中 由佳	公募委員
	給	浅井 雅	公募委員
子どもの保護者の代表	支	寺田 久乃	【放課後児童クラブ代表】 近江八幡市学童保育連絡協議会
	給	北 拡大	【保育所・認定こども園保護者代表】 近江八幡市保育協議会、公私立保育園（所）・こども園保護者会連合会
	給	中井 佳世子	【幼稚園保護者代表】 近江八幡市PTA連合会
	給	平井 徹	【小学校保護者代表】 近江八幡市PTA連合会
子ども・子育て支援事業に従事する者	支	毛利 芳子	近江八幡市民生委員児童委員協議会
	支	榊原 かず子	【ファミリー・サポート・センター運営】 特定非営利活動法人子育てサポートおうみはちまんすくすく
	支	山本 恵子	【放課後児童クラブ運営】 一般社団法人おうみ育ちの家
	○支	重野 弘樹	近江八幡市社会福祉協議会
	支	河村 加恵	近江八幡市子ども会育成者連合会
	支	杉本 僚子	【障がい児者当事者・当事者家族団体】 特定非営利活動法人近江八幡市手をつなぐ育成会
	給	福永 利明	【保育所・認定こども園長代表】 近江八幡市保育協議会
	給	大野 康記	【幼稚園長代表】 近江八幡市幼稚園長会
	給	寺村 浩	【小・中学校長代表】 近江八幡市小中学校長会
その他市長が必要と認めるもの	給	○小西 ひとみ	近江八幡市蒲生郡医師会
	◎給	久家 昌代	近江八幡市教育委員会
	支	前出 みずほ	【事業主代表】 近江八幡商工会議所
	給	見島 めぐみ	【事業主代表】 学校法人ヴォーリズ学園

<専門部会> 給：教育・保育給付部会、支：子ども・子育て支援部会

2 計画策定経過

(1) 近江八幡市子ども・子育て会議 開催状況

回	開催日	概要
1	平成30年9月21日	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について 次期計画の策定スケジュール等について 地域特性の分析について ニーズ調査について 平成31年度開園予定の認定こども園の利用定員について
2	平成30年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ調査について 基本理念等について 人口推計について
3	平成31年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> 人口推計について ニーズ調査の集計について ヒアリングの実施について 小学生対象のアンケートについて 認定こども園等の施設整備について 放課後児童クラブの開設について
4	令和元年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> 第一期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について 認定こども園、放課後児童クラブ施設等の整備について 第二期子ども・子育て支援事業計画の概要と今後のスケジュールについて 小学生対象アンケートについて ヒアリングの実施について
5	令和元年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> 第二期子ども・子育て支援事業計画 目次構成(案)について 第二期子ども・子育て支援事業計画 骨子(案)について 第二期子ども・子育て支援事業計画(案)について 小学生対象アンケート調査の報告について ヒアリング調査の報告について 第1回教育・保育給付部会及び子ども・子育て支援部会の報告について
6	令和元年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> 第二期子ども・子育て支援事業計画(素案)について 第二期子ども・子育て支援事業計画(素案)に係る意見公募手続(パブリックコメント)実施要項について 第二期子ども・子育て支援事業計画に係る愛称について
7	令和2年2月17日	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの結果について 第二期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画ハチピープラン(素案)について 第二期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画ハチピープラン 概要版(案)について 近江八幡市子ども・子育て支援事業計画策定のための調査報告書(案)及び概要版(案)について
8	令和2年3月10日	<ul style="list-style-type: none"> 第二期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画ハチピープラン(案)の答申

(2) 教育・保育給付部会 開催状況

回	開催日	概 要
1	令和元年8月2日	・教育・保育の提供区域及び量の見込み
2	令和元年9月30日	・第二期子ども・子育て支援事業計画に掲載する取組について ・計画における取組等の記載方法と進捗管理について ・教育・保育給付の量の見込み及び確保の量・確保策について
3	令和元年10月28日	・教育・保育給付の見込み量及び確保の量・確保策（案）について ・第二期子ども・子育て支援事業計画（案）について ・第二期子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントについて ・第二期子ども・子育て支援事業計画に係る愛称について

(3) 子ども・子育て支援部会 開催状況

回	開催日	概 要
1	令和元年8月2日	・会議スケジュールと検討内容について ・地域子ども・子育て支援事業の事業内容及び本市の実施状況について ・地域子ども・子育て支援事業の提供区域について ・地域子ども・子育て支援事業の実績値と量の見込みについて
2	令和元年10月4日	・第二期子ども・子育て支援事業計画に掲載する取組について ・計画における取組等の掲載と進捗管理について ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策等について
3	令和元年11月1日	・第二期子ども・子育て支援事業計画（案）について ・第二期子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントについて ・第二期子ども・子育て支援事業計画に係る愛称について

3 ニーズ調査・ヒアリング調査

(1) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

① 調査対象

- ・市内在住の就学前児童がいる保護者
- ・小学3年生：市内在住、通学の小学3年生
- ・小学5年生：市内在住、通学の小学5年生
- ・小学生保護者：市内在住、通学の小学生児童がいる保護者

② 調査期間

- ・市内在住の就学前児童がいる保護者
平成30年11月26日（月）～平成30年12月14日（金）
- ・小学3年生、小学5年生、小学生保護者
令和元年5月17日（金）から5月20日（月）に市内小学校に配布
回答締切：令和元年5月30日（木）

③ 調査方法

- ・市内在住の就学前児童がいる保護者
郵送法（郵送による配布・回収）
- ・小学3年生、小学5年生、小学生保護者
学校を通じた直接配布・回収

④ 回収状況

	配付数	有効回収数	回収率
市内在住の就学前児童がいる保護者	3,472	1,969	56.7%
小学3年生	804	683	85.0%
小学5年生	836	727	87.0%
小学生保護者	3,734	3,145	84.2%

(2) ヒアリング調査

① 調査対象

- ・施設・団体等子育ての担い手

認定こども園、公私立保育所、公私立幼稚園、小規模保育・家庭的保育施設、認可外保育施設、事業所内保育園、病児保育事業者、子どもセンター、子育て支援センター、つどいの広場、ファミリー・サポート・センター、民生委員児童委員（主任児童委員）、まちづくり協議会、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、子育てボランティア

- ・施設利用者（子どもセンター・子育て支援センター・つどいの広場・ひかりの子）
- ・障がい者当事者・家族団体
- ・ひとり親、若年出産した親、高齢出産した親

② 調査期間

令和元年6月から7月

③ 調査方法

- ・施設・団体等子育ての担い手

施設の長や団体の長へ郵送。返信用封筒により返送。

- ・施設利用者（子どもセンター・子育て支援センター・つどいの広場・ひかりの子）

施設職員から利用者に聞き取り。

- ・障がい者当事者・家族団体

子ども支援課職員による聞き取り。

- ・ひとり親、若年出産した親、高齢出産した親

対象者と接する関係課職員による聞き取り。

④ 調査件数

- ・施設・団体等子育ての担い手：80件
- ・施設利用者：145件
- ・障がい者当事者・家族団体：2件
- ・ひとり親、若年出産した親、高齢出産した親：9件

4 用語解説

【あ行】

育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

【か行】

確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

協働

市民をはじめ自治会・団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術等の資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

子育て安心プラン

国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

子ども家庭総合支援拠点

すべての子ども（と家庭及び妊産婦）等の課題に対し、相談・ソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）対応ができる拠点のこと。

平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、市町村において、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定された。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

食育

様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取り組みをさらに推進する対策。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

地域型保育

保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する事業。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。

【は行】

保育所

就労等のため、家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設。

【や行】

幼稚園

小学生以降の教育の基礎をつくるための、幼児期の教育を行う学校。

【ら行】

量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

【数字】

1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、幼児教育のみを希望するもの。

2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

第二期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画 ハチピープラン

令和2年3月

近江八幡市 子ども健康部 子ども支援課

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236

電話 0748-36-5524 FAX 0748-32-6518

URL <https://www.city.omihachiman.lg.jp/>